

第六回国会 農林委員會會議錄 第十三号

昭和二十四年十一月二十八日(月曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事野原 正勝君 理事松浦 東介君

理事八木 一郎君 理事藤井 太郎君

理事山村新治郎君 理事井上 良二君

理事小林 運美君 理事竹村奈良一君

理事吉川 久衛君

足立 篤郎君

宇野秀次郎君

小淵 光平君

中村 清君

平野 三郎君

村上 清治君

山本 久雄君

足鹿 覺君

田中織之進君

村瀬 宣親君

横田基太郎君

田中伊三次君

小平 忠君

出席國務大臣

大藏大臣 池田 勇人君

農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

農林政務次官 坂本 實君

農林事務官 山根 東明君

(畜産局長)

委員外の出席者

農林事務官 藤田 敏君

農林事務官 最上 章吉君

農林事務官 安田善一郎君

事務総長 大池 眞君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

十一月二十八日

委員平澤長吉君、佐々木更三君、大森五木君、高田富之君、寺島隆太郎君、寺本齋君及び中垣國男君辭任につき、その補欠として小淵光平君、田中織之進君、村瀬宣親君、北二郎君、保利茂君、島田末信君及び田中伊三次君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件
食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五回国会閣法第七三三號)
農災災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五五號)

○小笠原委員長 これより會議を開きます。
去る十一月二十五日内閣提出にかかるとる農災災害補償法の一部を改正する法律案が本委員會に付託と相なりました。それではただいまより本案を議題としその審議に入ります。まず政府の提案理由の説明を求めます。

○坂本政府委員 ただいま議題となりました農災災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。
農災災害補償法の一部を改正する法律案
農災災害補償法の一部を改正する法律案
農災災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五號)の一部を次のように

改正する。
第十三條の二を次のように改める。
第十三條の二 国庫は、昭和二十四年度及び昭和二十五年年度において、農業共済組合の組合員の支拂すべき農業共済に係る共済掛金のうち、共済金額を都道府県別に合計した金額に左の率を合計したものを乗じて得た金額の合計に相当する金額を負担する。
一 当該都道府県の農業共済に係る第百七條第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のものを差し引いて得た率の八分の七
二 当該都道府県の農業共済に係る第百七條第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の八分の七
三 当該都道府県の農業共済に係る第百七條第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率
第十三條の二の次に次の二條を加える。
第十三條の三 国庫は、昭和二十四年度及び昭和二十五年年度において農業共済組合の組合員の支拂すべき牛又は馬の死亡費用共済に係る共済掛金のうち、第百十四條第一項第一号の定款で定める最低の共済掛金の二分の一に相当する金額を負担する。
第十三條の四 前二條の負担金に、第十二條第二項及び第十三條

の規定を準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一號)の一部を次のように改正する。

第三條中「食糧管理特別会計ヨリノ受入金、農業災害補償法第十三條の二第二項ノ規定ニ依ル負担金」とを「一般会計及食糧管理特別会計ヨリノ受入金」と、(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)を(同法第十三條の四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)に改める。

第四條中「家畜共済ニ関スル再保険事業經營上ノ再保険料」との下に「一般会計ヨリノ受入金」とを、「同事業經營上ノ再保險金」の下に「農業災害補償法第十三條の四ニ於テ準用スル同法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」を加える。

農災災害補償法は昭和二十二年十二月、第二国会において成立を見、爾來數回にわたる改正を経て今日に至つておるのであります。今回その後の社会經濟事情に順応して、農村經濟政策の一環として、この制度の円滑な運営を期するため、この法律案を提案する次第であります。以下この法律案の主要な内容について御説明いたします。

第一は、農業共済にかかわる共済掛金の一部を國庫において負担する点であります。現行法におきましては、

養蚕共済にかかわる共済掛金の一部を全國三百余の製糸業者及び養蠶製造業者が各人の繭または繭の取引数量に応じて分担し、この負担金を製糸業者等から生糸または普通養蠶を譲り受ける者に転嫁することができるよう政府においてその販売価格の統制額を定めるのであります。御承知のように、今年五月に養蚕に關する價格、割當その他の諸統制を撤廃いたしましたので、かかる措置は不可能と相なつたのであります。ここにおいて、この法律案では右の事情に対処するため、現行の製糸業者等の負担を廢止するとともに、農業災害に対する国家的補償と養蚕の重要性にかんがみまして、國家財政の將來をも勘案いたし、とりあえず昭和二十四年度及び昭和二十五年年度において養蚕共済にかかわる共済掛金のうち、従来の製糸業者等の負担金と同額を一般會計において負担することとしたのであります。

第二は、牛馬の死亡費用共済にかかわる共済掛金の一部を國庫において負担する点であります。牛馬の死亡費用共済につきましては、従來農家の任意加入制によつていたものであります。つとに全頭加入に關する措置について地方の強い要望もあり、牛馬が主要かつ高価な農業生産手段でありますので、牛馬の死亡等に対する補償制度の重要性にかんがみまして、第五国会におきましてはこの点を改正いたし、現行法では農業共済組合の議決によつて、農業を営む組合員は百円から二百

円までの最底の共済掛金負担で、その所有または管理する牛馬を死亡廃用共済に付すべきものとしたおるのではありません。しかるところ牛馬の全頭加入の実現は農家に加入義務を課するばかりでなく、これに合せて真に農家が加入しやすい方途を講ずる必要がありますので、政府におきましては、全頭加入による危険度の低下を勘案いたし、加入義務の議決をした農業共済組合に適用する共済掛金標準率の引下げを行つたのでありますが、さらにこの法律案におきましては、国家的補償と畜産振興の見地から、競馬益金の一部を見合財源として、これまた国家財政の将来をも考慮いたし、とりあえず昭和二十四年度及び昭和二十五年度において、牛馬の死亡廃用共済の共済掛金の一部を一般会計において負担することとしたのであります。

以上がこの法律案の大要でありまして、これに伴う予算上の措置につきましては、昭和二十四年度補正予算案及び昭和二十五年度予算案におきまして、それ〴〵所要額を計上いたすこととなつておりますので、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

○小笠原委員長 これにて本案に対する提案理由の説明は終わりました。引続き本案に対する質疑に入ります。

○足立(篤)委員 農家災害補償法の一部改正案の要旨は、ただいま御説明のありました通り、家畜及び蚕繭共済に關する掛金の一部国庫負担を定めんとするものでありまして、第五国会における本制度の画期的な改正の裏づけができるというわけでございますので、

全国の農民のためにまことに慶賀にたえないと存するのであります。政府並びに関係者の御努力に對しましては、この機会に敬意と謝意を表する次第であります。ただ私はここで数点明らかにしておきたいと思ひます。御質問いたしたいと思ひます。

第一に、本改正案によりますれば、せつかくのこのよい改正が二十四、五の兩年度に限られておるといふ点でありまして、このせつかくの改正を今後ぜひ継続いたし、なおでき得れば、さらに国庫補償の度合を高めて、完全なる農業災害補償法として、これが將來ともその基礎を確立いたしますようにわれ〴〵は希望いたしておるわけでありまして、これに對する政府の御見解はどうかという点であります。

第二は、いわゆる農村恐慌に備へて、この農業災害補償制度は、農村の保護政策として完璧を期するために、さらに農家の負担を軽減し、いわゆる農民に愛される共済制度に仕上げて行かなければならないと、われ〴〵は口を揃へて信じておるわけでありまして、これにつきましては、国庫の負担を全般的にさらに拡充いたしまして、農民の負担軽減をはからなければならぬと存じておるわけでありまして、これに對する政府の御見解を承つておきたいと思ひます。

なお負担軽減の問題にからみまして、現在定められております各都道府県別の標準被害率の問題であります。これは県段階における通合会にきわめて大きな負担を背負わせるものでありまして、一旦非常災害がありまして、借金を背負つて通合会がやつて行

かなければならぬという事態に現にあるわけでありまして。日本の特殊な災害国としての事情からいたしますと、県段階に負担を背負わせることは、非常なむりがあると考えておるわけでありまして、県段階におきましてはこの補償の方法がないというのが実情であります。かりに被害の少ないところでありまして、掛金による蓄積ができたといふにしても、これこそ私は困窮いたしました場合の蓄積資本として保存すべきものであつて、最近のように相次ぐ被害があります場合には、県段階の連合会は、まさに滅亡の危機に瀕しておるといふことも過言ではないと考えておるところであります。この標準被害率に對して、將來画期的に改正する御意思なきやありやという点を、第二点としてつけ加えて承つておきます。

第三点としては、單作地帯あるいは寒冷地帯等の特殊地帯に對するこの補償制度の完備につきまして、最近全国から要望があるわけでありまして、この制度が先ほども申し上げましたように、當農の裏づけとして十分な機能を發揮いたしますためには、このような特殊な地帯に對しては、やはり特殊な方策を講ずる必要があると私も日ごろ信じておるわけでありまして、すなわち補償限度の引上げあるいは農民負担の軽減、また全国的に現在要望のあります掛金の物納制度、こゝういた点について、本制度がいわゆる先ほど申し上げた農民に愛される共済制度として確立いたしますために、政府の善処を煩わしいと思つておるのであります。この点につきましてのお考えを承つておきたいと思ひます。

第四は、本制度を完全なる保護法として、すなわち解放されたる農民の經營を完全に裏づけるものとして、將來發展させるためには、私はさらに一歩つゝ込んで、耕地の補償制度まで發展しなければならぬと考えておるわけでありまして、この問題は、いまだわれわれ自身におきましても十分な資料の用意もありませんし、研究不十分でございますが、政府におかれましては、どのようにこれに對してお考えになつておられるか。私は自由經濟時代におきますこの解放農民の完全なる保護政策といたしましては、こゝまでつゝ込んで来なければ、本制度は意味がないと思はれますが、十全は期せられないと申しますが、十全は期せられないと申してはおるわけでありまして、この点までぜひお考え願ひたいと思つておるわけでありまして、この点に對するお答えを願ひたいと思ひます。

以上大まかにして四点につきまして、簡単に御質問申し上げます。

○藤田説明員 お答えを申し上げます。今回の改正法案は昭和二十四年度及び二十五年度について適用することに相なつております。これは現在の財政の關係等からいたしまして、さうに相なつたわけでありまして、私どもといたしましては、決してこの制度は單に二十四、五年度で打ち切られてしまふべき性質のものではないのであります。本制度はこれをその後も引續いて繼續をいたし、さらにより完全な制度に進めて参りたい。こゝういふふうなことにつきましては、極力努力をいたしたいと考えております。

それから第二点の国庫負担の増額の問題であります。御承知の通り、現在農家は非常に農業経営が苦しくなつております。金詰まりその他で共済の掛金も滞りがちだ、こゝういふふうな現状であるわけでありまして、従つてわれわれといたしましては、掛金につきましても国庫負担の道を開き、あるいはまた事務費につきましても、これを極力国庫負担とする。こゝういふことで努力をいたしておるわけでありまして、苦しい財政の中でも漸次改善はされておるわけでありまして、決してまだ満足すべき状態ではございません。今後一層こゝういふふうな点につきましては、財政の許します限り、極力国庫負担の増額によつて、組合員の負担を軽減するように措置して参りたい、かように考えております。

それから標準被害率の問題でございますが、御承知のように標準被害率は五年に一回ずつ改正をする。こゝういふことに相なつて進めておるわけでありまして、現在、先ほども申し上げました農家の負担の軽減の趣旨、並びにこの制度が社会保險的な性質を持つておる。こゝういふふうな考え方からいたしまして、私どもといたしましては、極力この点は、できるだけたくさんの方々にこの保險によつて救われるような方向に研究を進めて行きたい。現在でも爰につきまして、この標準被害率につきましては再検討をいたしております。その他お話のございましたようないろいろな意味で、補償制度が農民に愛されるような制度になる点につきましては、私どももしごく同感でございます。極力その趣旨が實現するように、完全な補償制度が実施されますように努力して参りたいと思ひます。

それから單作地帯についてのお話が、出たのであります。單作地帯は、さ

ております。金詰まりその他で共済の掛金も滞りがちだ、こゝういふふうな現状であるわけでありまして、従つてわれわれといたしましては、掛金につきましても国庫負担の道を開き、あるいはまた事務費につきましても、これを極力国庫負担とする。こゝういふことで努力をいたしておるわけでありまして、苦しい財政の中でも漸次改善はされておるわけでありまして、決してまだ満足すべき状態ではございません。今後一層こゝういふふうな点につきましては、財政の許します限り、極力国庫負担の増額によつて、組合員の負担を軽減するように措置して参りたい、かように考えております。

それから標準被害率の問題でございますが、御承知のように標準被害率は五年に一回ずつ改正をする。こゝういふことに相なつて進めておるわけでありまして、現在、先ほども申し上げました農家の負担の軽減の趣旨、並びにこの制度が社会保險的な性質を持つておる。こゝういふふうな考え方からいたしまして、私どもといたしましては、極力この点は、できるだけたくさんの方々にこの保險によつて救われるような方向に研究を進めて行きたい。現在でも爰につきまして、この標準被害率につきましては再検討をいたしております。その他お話のございましたようないろいろな意味で、補償制度が農民に愛されるような制度になる点につきましては、私どももしごく同感でございます。極力その趣旨が實現するように、完全な補償制度が実施されますように努力して参りたいと思ひます。

それから單作地帯についてのお話が、出たのであります。單作地帯は、さ

らに大きな観点から、私どもは取上げ
て行かなければならぬと考えておりま
すので、現在水稲単作地帯の専門委員
との会合も開きまして、単作地帯の対
策も考究いたしております。そういう
ふうな総合的な単作地帯の施策の一環
といたしまして、保険制度の観点から
改善を加える点がございますならば、
その点は十分研究をいたしまして、で
き得る限りの措置はとつて参りたい、
かように考えております。

それから災害耕地を、復旧の関係で
これをも保険の目的に入れる問題であ
りますが、これにつきましては、私ど
も最近の耕地放棄の原因が災害によ
る問題であるということも十分承知い
たしております。この点については、
なお私どもの調査も完全とはまだ申せ
ないものでありますから、極力調査を進
めまして、調査完了次第これも含める
ような方向に進めて参りたい、かよう
に思っております。

○原田委員 この法案には大体におい
て私賛意を表するのでございますが、
この際家畜共済保険について二、三
点お伺い申し上げます。これは最も重
要な問題でありますので、確答を得たい
と思っております。

本独立予算は一億七千六百八十八千
円でございますが、この財源に国営競馬
益金収入の三分の一を入れる、こうい
うふうになつておるようであります。
私どもは競馬の益金につきましては、
大蔵大臣に直接ぶつかつて聞いたとき
も、全額をやりようというふうなことの
言明を得ておりません。農林大臣にお
伺いたしたところ、予算措置の
場合は、大蔵省と相談しなければなら
ぬから、はつきりお答えできない。こ

ういうことで競馬益金というものは、
はたして畜産奨励金に全部まわるかと
いうことが疑問視されるのでありま
す。しかも私が大蔵大臣に伺いました
のは、三分の一の益金ならば七億四千
万円になるのだ、ところが大蔵大臣は
農林省の畜産局の予算が六億二千万
円であるから、それをカバーして七億
四千万円から出すのだ、こういふお答
えがあつたように聞いております。私
はそういう意味はよくわかって、これは
ラスの七億四千万円であれば全国の
畜産奨励費などというものになるもの
じやない、ぜひそういうふうによつて
もらいたい。こういう要求をいたして
おるのではありませんが、その全貌が今
お判然といたしておりません。ところが
今日この予算を見ますと、これが競
馬益金から出すということにはつきり
うたわれておるのであります。これは
私の要求いたしました通り、この
競馬益金というものの三分の一が畜産
奨励費にまわされることに決定したの
であるかどうか、これをちよつとお伺
いたしたいと思ひます。

第二の問題は、この競馬益金の使途
の問題であります。まず第一に共済
保険の方に使われておると思ひます
が、あとに私の言う計算からします
と、七億四千万円が残ることになる。
この金をどういうふうに使つてもい
あるか、これも重ねてお伺ひいたして
おきます。なお重要な問題は、この共
済保険が全額加入ということを言つて
おります。全額加入ということはどう
いう意義を有するのであるか、この点
に非常なる疑問を持つておるものであ
ります。従来は任意加入であつて、し
かも全額加入、こういふふうになつて

ります。末端に至る場合はそれが強制
加入になつております。強制加入すべ
しというふうな、パンフレットを末端
には配つております。今日のような民
主主義国家建設の途上において、農民
の自由意思を尊重しないで強制加
入といふことは、はたして當を得てい
るかどうかが、私はこの点に重大な疑問
を持つておるものであります。この点に
ついて政府の所信を伺ひたい。それか
ら次の問題は、保険共済組合がどれだ
けの死亡率と廃用率があつたか、その
パーセンテージを示してもらいたいと思
ひます。それと同時に、開通して重
要な問題は、全国の開業してあるこ
ろの獣医師の生活安定を脅威してある
という面が大きな問題である。本委員
会では、第五国会の場合に、獣医である
連中が試験制度の問題でいろいろ陳情
いたしました場合には、あれは三千人
内外の若手の連中であるが、それを取
上げて試験制度まで改良して、十二分
働きをしてもらつたことを私感謝いた
します。ところが、私の言いますところ
の開業獣医師は、日本全国で一万数
百人いるのであります。この一万数百
人の開業獣医師の、ただちにパンの問
題に影響するこの問題を、平易に取上
げて制圧を加えるというところは、私ど
もはその専門的立場から、実に見のが
すことのできないところの社会問題だ
と考えるのであります。私の県のごと
きは、よく共済組合とマッチいたしま
して、全部の獣医を嘱託という名義で
一応形をつけております。そうしま
せんと非常なる問題を惹起した。ところ
が、他の府県におきまして、今なお保
険共済組合と開業獣医師との間に大
きな溝がある。しかも相剋摩擦が絶えな

いような現状にあるのであります。な
おその上に、共済組合は各地に家畜診
療所をつくる、そこに獣医を駐在せし
める、一部の開業獣医師を採用する
が、大部分は放任の立場に置かれて
いる。たとえば、五十人府県に開業獣
医師がある、二十人使つてあとの三十
人は、お前たち食ふが食うまいが
こつちはかまわぬ、こういふような
やり方はおそろく時代錯誤であると私
は考えるのであります。その点につ
いての見通し、ぜひ当局の御意見をた
だしたいと思ひます。なお共済
組合の性格も、私などから言つと、農
業保険と家畜の共済保険とはおのずか
ら性格が違つておるということが言え
る。なんとすれば、農作物は台風とか
水害とかの天災地変を受ける。家畜の
方は、伝染病にかからない限り特別な
る災害をこうむる面が少ないのであ
る。もし伝染病にかかるところの伝染
病予防法によつて、相当の国が補償を
してゐる。だからこういふことは、別
途に私は考慮すべきものではなからう
かと思ひます。家畜に限つてこの問題は別
個の性格を有しているといふことは、
はつきりしてゐると思ひます。のみな
らず、この一億七千万円の金は、見
方によつては国の助成金——今では補
助といふことは絶対いけなくなつて
おりますけれども、助成の形になる性
格を持つてゐると思ひます。のみならず
一般の養畜業者からはそれだけの掛金を
取つてゐる。その金を両方から合せた
場合に幾らになるか。少くとも全国の
家畜数を調べると、三百五十万あり
ます、保険にかかる見込みのものが、
そうすると、これに十億以上の金があ

がつて来る。その畜産からあがつたこ
ろの金をどう使うつもりであるか。
私どもはこの金があらゆる総合的の農
業面にばらまかれて、そうして養畜農
民はただ苦しみの一途をたどるのでは
なからうか、こういうことを憂慮する
ものであります。この点について政府
の御意見をただして、なお重要な点
は時間の都合で言い残したくさんあり
ますから、またお答えによつてこちら
から御質問申し上げます。このよう
に考えております。

最後に、政府がこの法案を通されて
も差支えないが、私の言うような性格
の異つたものを、むりやりにこれにく
つつけて行く考えが将来あるかどう
か。なお、續つて、これは自主的に町
村単位によつて家畜保険共済組合をつ
くらせて、それに助成する気持がある
か。私どもは現に町村単位でこの共済
組合をつくつて相当の利益をあげ、そ
の利益は全部家畜の導入資金なり、交
換売買の場合の追銭なりにして、非常
なる畜産の発展のもとをつくつた実例
をたくさん持つております。私ども
は、国が養畜農民の自主権を無視し
て、天くだり式にやるということとはど
うかと考える。この点について政府の
明答を望みます。

○藤田説明員 過般の国会で、競馬法
改正によりまして、競馬益金の三分
の一が、畜産振興の見地からこれを必
要な施設にまわすべきだといふこと
になつております点であります。これ
につきまして、今回農業災害補償法の
部面におきまして、お話しの一億七
千万円程度が、国庫から特別会計の方
に繰入れに相なつております。さ
らに家畜共済事業の事務費負担金と

三

いたしまして、一億一千万円程度のも
のは予算に計上されたわけでありま
す。実は競馬益金のうち三分の一に相
当する七億がいかに使われるかという
詳細につきましては、実はこれは畜産
関係の予算もあり、あるいは農政局関
係の予算もあり、総合いたしました見
合いにいたしました。はつきりは申
せないのではありませんが、農林省とし
てはこの法律案の趣旨を極力尊重いたし
まして、畜産方面でも予算の計上に農
業災害補償制度につきましても今回の
予算が成立する、こういうことに相な
つたわけであります。どういふふうな
ことになつてゐるかという詳細な点に
ついては、現在まだ資料を持つており
ませんので詳しく申されませんが、農
林省といたしましては、法律案の趣旨
によつて極力これを主張して、実現を
いたしてゐるわけであります。それか
ら家畜保険が全頭加入で、しかも村に
行けば強制的にすめられてゐるとい
うことでありますが、これは御承知の
死亡雇用共済につきましては、法律の
改正によりまして、総会の決議できま
りました場合は、組合員は全部これに
加入すべきものとする、こういうふう
なことに相なつております。そのほか
の点につきましては任意であるわけで
あります。しかしながら共済の事業の
性質から申しまして、やはりすべての
ものがこれに入つて行くといふこと
が、保険の最後の目的を達成する上
にきつて必要なことであります。われ
われといたしましては、もちろんこれ
を農家に強制すべき性質のものじやな
いと思ひます。しかしながら保険のよ
いことをよくその趣旨を説明いたしま
して、農家の納得を得て、農家が快く

この保険制度に入るように、われ／＼
としては指導して行くべきものであ
る。そういうようなことで、農家がよ
く納得してこの保険制度に入つてもら
えるように、われ／＼としては努めて
行く、そういうような指導をやつて参
りたいと思つております。

それから開業医と診療所の問題につ
いて御質問がございましたが、これは
従来ともいふ／＼紛糾を起しておつた
のでありますが、獣医師会等ともいろ
いろ御相談をいたしまして、本年の八
月二十六日に、農政局の方から各地方
庁に通牒を出しまして、診療所と開業
医との関係は円満にやつてもらいた
い、そして考へ方といたしましては、
開業獣医師を本人の承諾を得て全面的
に共済団体の嘱託にして行く、そうい
ふふうな指導方針をやつていたのだ
といふことを、通牒でよく明示して
おります。われ／＼といたしまして、も
とより家畜共済保険の運営の円滑適正
を期するためには、どうしても開業獣
医師の方々の全面的な御協力を得なけ
れば、とうていできないのであります。
無用な摩擦を起さないように、われわ
れといたしましては、極力開業獣医師
の方の御承諾を得て、診療所の施設
にその方の御協力を得るようによつて
おります。従つてもしも診療所の方で
これを拒むというやうなことがあると
いふこととあると、これはまさしく
私どもの意圖とは反するわけであり
ます。そういうことのあるわけではな
い、なお十分注意をいたして参りた
い、かように思つておるわけでありま
す。なお家畜保険は、その他の水稲農
作物あるいは産繭共済とは性質が違
うのであるから、これを別途にやりた

い、別途につくつたらどうか、こうい
うお話であります。私どももいたし
ましては、農家の総合経営というやう
な見地からいたしまして、やはりこれ
も包含いたしまして、一本の共済保険
として進めて参る。そしてその中に
おいて、おのづから必要な施策はそ
れぞれ講じて参りたい、かように思つ
ております。

○原田委員 それでは競馬の益金は畜
産奨励費にもらえるといふことを考へ
てよろしいのですか。でなければ、農
林大臣がお話になりました一億二千万
円のカーというのと、今度の予算は一
億七千万円でありますから、その
開きがあらうと思ひます。

○小笠原委員 原田委員に申し上げ
ます。競馬の益金の問題は、大蔵大臣
と農林大臣とともに来てつづきにその
解決がつく機会をあとでつくる予定で
ありますから、それはあとで質問願ひ
します。

○原田委員 この問題はあとにいたし
ます。

第二の問題は、全頭加入といふこと
は、要するに末端においてはこれを強
制加入のやうな通牒を出してありま
す。だからその辺に食い違ひがあると
いふことを私ははつきり証憑を持つて
おります。だからこういふ食い違ひの
ないやうに、また獣医師との点は事実
上いふことのないやうなことがあ
るやうに、死亡率等から見ましてお
も、私は保険組合は非常に損をしてお
ると思ふ。若い連中の、経験のない、手
腕識見のないものを役人に仕立てるか
ら、そういう人たちが官僚の性格をも
つて威張る。開業獣医師は、多年基盤を
持つて地方住民によく接しており、親

しみを持つてゐる。そういうものとの
間の相剋摩擦が起つて来るが、片一方
の方は、ほくらの方はこれでいいのだ
といふやうな、一つの、何というか、
感情でなく、事実上営業上の摩擦があ
るやうに思ひます。そのために、この
診断治療に経緯のないものがやつてお
るために、死亡率が高まる。加入頭
数に比しても、現在の陣容では、およ
そ三百五十万頭の家畜を治療して、
完全には加入指導までして行くといふこ
とには非常に欠陥があり、全面的に開
業獣医師をしてやらすべきものと思
う。これをやらせなければ、おそろく
手がまわらない。のみならず、死亡率
が多ければそれだけ組合は損をする。こ
の点をよく役人が知らない。私どもは
事実やつて来ておるので、末端の行政
をよく知つておる。その点に非常な食
ひ違ひがあるといふことをはつきり申
し上げる。のみならず、診療所にお
る技術員は、時間的な考えをもつて、夜往
診なんかない者があつた。死なないで
よいものを死なす例がたぐさある。
なお最もひどいのは、切迫屠殺にしま
いでよいものを、これは補償するのだ
からめんどくさいから切迫にしてかま
わぬじやないかといふやうなことで、
助かるべきものを切迫にまわす事例も
知つております。しかもその事例は何
らか特殊営業者ととの間に連絡がある
やうなことが知つておるやうなもので、
いふこととあるがゆゑに、死亡率が非
常に高まつて来るという事例がある。
だから上ほどこの点は、役人の諸君が
机の上ばかりでなく、地方の事情をよ
く御調査になつて、こういうところの
不明朗な陰謀を打開するような氣持で
やつてもらわなければ、おそろく畜産

の高揚は成りがたしと思ふ。ただ補償
金を出すから死んでもかまわぬ。す
ぎぬの涙に近いやうな補償金をやつて
今日牛馬のこんな高い時代は何に
なりましようか。おそろくこれは自主
的にその地方々々の事情に即した総合
組合をつくらせて、その運営をカバ
ーして行くといふやうな行き方が将来性
があるんじゃないか、私はさうに考
へるのであります。その点について
の当局の御意見をもう一遍伺つてお
きたいと思ひます。

○藤田説明員 御趣旨の点につきま
しては、われ／＼といたしまして今後
十分注意いたしまして、御懸念の点の
ないやうに運営について万全を期して
行きたい、かように考へております。

○原田委員 時間が非常に切迫して、
さしとめを食つております。ただ先ほど
申し上げました死亡率と屠用率のパー
センテージを出してもらいたい。つけ
加えますが、四・五とか、四・八とい
う死亡率であります。これは間違つ
ておる。のみならず、予定頭数の中
にも非常に計算が間違つております。だ
からそのパーセンテージをかけた加入
者のものは、四・五も四・八も一緒で
はたまらない。私どもの事例では決し
てそんなに死なない。馬で罹病数の一
・五死ねば、これは悪い成績なん
です。しかも四・五も五・五も死ぬよう
になつておる。非常に未経験者を採用
するやうになつた結果、死なざるやう
いふものを、あたふた農具である牛馬を死な
すという原因がここにあると思ふ。そ
の点が私の知らんと欲するところであ
ります。加入頭数の数字も大分間違つて
おります。それも私とつておりますけ

海外需要と二つの面がありますので、海外需要が今日自主的に許されない。しかも輸出生糸に對しましては、御承知のように価格における制約がせられておるのでありますから、このわくによつてすべてが定められておつたのであります。しかし今日の生産状態は、加工設備は相當にできておりますけれども、いわゆる生産原料が非常に不足いたしております。そのために、この統制をはずしまして自由な立場におきました結果は、一時的の現象であるとは存じますが、繭が非常に高い値段に上つて、製糸企業の上に非常な危険性を持つて來たのであります。これは一時的な現象でありまして、いづれ落ちつくところに落ちつくものとは私は思います。一体製糸業者が原料の状況を考えずに設備の拡張をいたしたということが、今日のような現象を現わしたのであります。さきに政府は蚕糸業五箇年計画を立てましたけれども、製糸設備の方は比較的早く五箇年計画の遂行ができたのであります。食糧等の事情のために、繭の生産が機械設備の完成に伴わなかつた結果、繭の値段は不合理な立場にあつたのであ

ります。一旦このわくをはずしました結果は、自然の姿と申しますか、需給の關係から申しまして、繭の値段が非常に上つて来た。これは当然の現象であります。従つてここに製糸業者としては非常な採算割れを生ずる、競争買いをしなればならぬという様な現象になつたのであります。製糸業者も今後に対しましては、相当自分の企業の実態というものを考へて、そして自分の企業能力に應ずる原料をいかにして獲得するかということに、今すぐ進まなければならぬのではないかと。今まで製糸業者があまりに政府の施策に依頼し過ぎておつたような傾きがある、私はかように考へております。しかし何と申しましても相手方は外国でありますから、外国の企業に伴うところの生産であるという一面と、また国内の衣料資源としての面と、この二つの面を持つておるわけでありす。しかし政府といたしましては、關係方面としてもこの糸価の安定ということとは望んでおりますし、この望んでおるといふことは、日本の養蚕業を考へてか、あるいはアメリカの企業原料としての糸価の安定を望むか、この二つの考へ方があるかと思ふのであります。が、關係方面においても今日の様な暴騰暴落する生糸に対しましては、アメリカの企業界におきましては、原料として非常に危険性を考へておるわけでありすから、当然輸出企業といつたしましては糸価の安定ということとは望ましいことであり、また内地におきましては衣料の原料といたしまして、糸価の安定しておることは、すべての場合において必要なことでありすから、養蚕家の收支を償ふということとを

考慮いたしまして、糸価というものはある程度の安定を必要としたのである。つきましては、關係方面もその希望がありますので、關係方面との折衝も目下繼續いたしておるわけでありまして、場合によりましては、この糸価安定施設に對して、政府も積極的な施策を講じて行かなければならぬのではないかと。目下かように研究を進めておるやうなわけでありす。

○小林(連)委員 たいだい大臣から、繭蓄のある養蚕業に對する各般の御答弁がありました。お話の中に糸価の安定を何らかの形で保つて行きたいといふこととございましたが、この問題につきましては、過去においても生産組合でありますとかいろいろの施設を講じて、毎回こゝに相當の成功を収めておることは御承知の通りであります。この行き方につきまして、今まで關係業者を初め、政府当局にもいろいろ考へがあつたやうであります。

〔松浦委員長代理退席、小笠原委員長着席〕

たとへばこの糸価の安定をはかるために、非常なる糸価の騰貴の場合、あるいは非常なる低落の場合に、買上げつて行く方法があるやうな方法を、さういふ場合におきまして、政府は特別会計であるとか、あるいは公社であるとか、公団であるとかいふやうな施設がここに考へられるのであります。そのうちどのような形でおやりになつておるのか、お伺いしたいのであります。

○森國務大臣 その方法においては、はつきりお答えするところまでの結論は出ておりませんけれども、今日の民

主主義的にすべてを考へて行かなければならぬ立場におきましては、政府がある公社とも申すやうなものをこしらへさせまして、それに相當の資力を保有させて、そして糸価の暴騰、暴落に對する処置をとる。いわゆるかつてやりましたやうな糸価安定施設のような氣持で、しかも企業者あるいは養蚕農家の意思を、その手段によつてあまり抑圧しないという方法によつて、糸価の安定、いわゆる繭価の安定をはかつて行きたい。こういう構想を持つておるのであります。それは特別会計によつてやるか、あるいは公社式においてこれをやるか、まだ研究の途中でありますので、結論は申し上げられませんが、まだ先方との交渉の道中にあるのであります。さういふ氣持で進んでおるわけでありす。

○小笠原委員長 それでは大臣が見えましたが、農業災害補償法の一部を改正する法律案の審査は暫時とどめまして次に移ります。

○小笠原委員長 次に前会に引続き食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案に對する質疑を繼續いたします。

○松浦委員 食糧法の審議も、第五国会以来のものであります。本委員会といたしましては慎重審議を続けたわけでありすが、いよいよ大詰めとなつて来たやうであります。われわれもこの法案につきましては、いろいろの疑点を持つておるわけでありすが、よくよく最近一つの見通しを持つに至つたのであります。そこで最後に森農林大臣に二、三特に重要と思はれる点につきまして、お尋ねをいたしたいのであります。

その第一点は、すなわち食糧法は今

の日本の立場、ことに連合国の好意ある助成なくしてはやつて行けないやうな、わが国の食糧事情のこの現実から推して、政府の御苦心の御説明を、われわれは一応了としなければならぬと思はれるのであります。けれども、この法律の一番悪い点は、法律のよい面は適用されることとに少く、たとえば本年度の供米の補正問題等につきましては、なか／＼主張を通すことは困難であり、むしろ悪い面は、取締り面のごとき、ただちに適用せられるのではないかと。さういふ心配が多々あることとあります。農林大臣は日本の農政の元締めといたしまして、いわゆる農林官僚をよく監督し、これを末端まで押さへて、この法律の適用を誤らざるやうに努力するか、また責任をもつて御努力なさるかどうか、この点について大臣の責任のある御答弁を承りたいのであります。

○森國務大臣 食糧確保臨時措置法につきましては、立案せられました當時の事情とはよほど食糧事情もかわつて来ておるのであります。もと／＼現在施行されております法案につきましては、相対今日まで議論が闘わされて来たのであります。が、昨年末経済九原則を示されると同時に、アメリカから食糧を輸入しておる日本にいたして、食糧の確保に對しては、いまだに少しはつきりアメリカに對しては、いまだ少しはつきり食糧確保の法制化を必要とするといふことで、指示を受けて、この改正法案を出したやうなわけでありす。従つてこの食糧確保臨時措置法の改正法案は、食糧事情が非常に緊迫しておる、どうしてもこうしても事前

割當を確保して行かなければ基準の配給もできないという場合に、現在の法律においてはあまりにも弱い。それであるからさういふ場合に対しまして、この法律の強化が必要である。さういふことで、改正法案は九原則に基いて指示され、提案いたしましたやうな次第であります。幸いに食糧事情も外国の食糧輸入と、また日本内地の生産増とのためによほど緩和されて参りまして、当初昨年末の考へ方と、今の考へ方とは非常に事情がかわつて来ておるとは存するのであります。いかに今日の食糧事情が緩和されましたか、それが日本の自主的な立場によつて緩和されたのではない。いわゆる輸入食糧によつて緩和されたといふことを考へますと、いつ何とき食糧事情がまた緊迫するとも考へられませんか、一応法制の完備は必要といたすのであります。従つて今日改正法案を御審議願つて、これを御決議願ひまして、この法によつて、よく俗に世の中に伝えられておるやうな、超過供出を強権発動する、必ず割當で、これを強制的に徴収するといふほど、今日の食糧事情は緊迫したしております。今回の補正割當におきまして、また中央委員会の御希望によりまして、今回の超過供出に對しまして、自主的な立場に置いてくれという御希望がありますが、しかしこれは、さういふやうなことによつて政府が予定通りの食糧を確保することの困難な場合を想像いたしますれば、この法律案の通過によりまして、超過供出の必要量は確保せられなければならないのであります。従つてこの法律を出しまして、必ず強権発動といふやうなことをただちに想像する

ということ、少し早過ぎるようなことでありまして、政府はあくまでも法は法なりで、この法を生かしまして、日本の食糧事情に欠陥のないようにいたしたい、かように考えておるわけであります。

○松浦委員 ただいまの農林大臣の御答弁によりまして、現在の食糧事情から推して、強権発動のようなことは想像しなくてもよろしい。こういうような御答弁を承つて、やや私も安心をいたしましたのであります。その次にお伺いしたいことは、世界の食糧事情の変化によりまして、当然わが国の食糧事情にも大きな変化が予想せられることとあります。そういうことは必至のことと考えてよろしいと思ふのであります。そのときにあたりまして、あるいは今日の臨時立法でありますところの食糧法のごときは、まったく不必要な時代が早晩来るのではないかと考えておりますが、かかる情勢の変化が起りました場合は、農林大臣はそのときこそ勇敢に、率直に、すみやかにこういう法律を廃止するか、または農民の保護のために大改正を加えるような用意があるかどうか、この点をひとつ伺いたいのであります。

○森田(富)委員 世界の食糧事情は現在好転しつつあるものであります。今後日本の食糧事情が、この好転しておる世界の食糧事情によりまして、影響を及ぼされることは当然であります。もとより本法案は名の示すごとく臨時措置法でありますので、今後あるいは日本国内の食糧は、政府が責任をもつて、これをぜひとも確保しなければならぬという要求をされるような事態も想像されるのであります。今日のように

食糧事情が漸次改善される場合におきまして、こういう臨時的な法律は、そういう場合はもとより臨時立法でありますから、これを廃止することは当然のことと、かように考えておるわけであります。

○松浦委員 もう一点伺いますが、外国の輸入食糧等が入りますと、そこにいる／＼な事情を考えなければならぬと思ふのであります。こういうことが起きますと、農村の経済にも、また農家の個々の経済にも大きな変化が起きて来るのではないと思ふのであります。どうしてもこれに対するだけの方法を考えなければなりません。これには農村における大きな資金が必要であると思ふのであります。これらの金融対策につきましては、政府は農林中央金庫強化等の措置も考えられておるようでありまして、これについて概略を承りたいのであります。

○森田(富)委員 御承知の、今農村においては非常に金融が緊迫いたしておることは、担保力を失つたことが一つの大きな原因と考えております。従つて年々歳々起りますところの災害復旧等におきまして、自力をもつてこれをなすことが非常に困難な状態でありまして、公共事業費等において団体的な仕事はやつておりますけれども、個人に対する助成等は、ドッジ予算の方針によりまして許され得ないのであります。しかしこのままに置きますと、復興上どうしても土地改良、あるいはその他金融の面につきまして、農村が行き詰まつておる現状におきましては、政府は長期の低利な資金を貸すということを考えて行かなければならぬと思ふのであります。それにつきましては、

まず第一に、協同組合の健全な強化発達ということを考えて行かなければならぬことと、農林中央金庫をも、今お話のように、せつかく内容の充実を考えまして、百六十億くらいの融資のわくをつけて行きたい。また一面においては、本補正予算において御決議いたされた耕地の災害に對しましては、わずかでありますが、本年の災害に對する復旧も、五億五千万ばかりの経費であります。これによつてやりまして、なお土地改良につきましては、過去二十年來行われつゝ、その完結できないような問題も相当残つておりますので、こういうものに対しては、政府において見返り資金によつて、特別会計の方法によつてでも金利の補助をいたして、四分五厘か五分五厘くらいの安い金利の金を、土地改良法に基く事業に對して融資するといふようなことも、一つの方法であるといふことを考えまして、目下その進捗に検討を加えておるわけでありまして、とりあえず中央農林金庫に對しては百六十億のわくをつつて、農林水産等の金融の資金にいたしたい、かように考えておるわけでありまして、

○小笠原委員 山村新治郎君。簡単に一点だけ伺います。それは、いまの統制を供出完了後は撤廃せられたのであります。撤廃の統制ははたしていつ撤廃するか、特に落花生についてはいかなる方針をとるか、お答え願いたいのであります。

○森田(富)委員 雑穀のうちでなお統制を継続しなければならぬものは、輸入関係をもつております大豆であります。そのほかの雑穀につきましては、

從來のような統制をする必要がないのではないかと、近くこれらのものはずして行きたい、かような考えを持つております。

○井上(良)委員 今山村さんの御質問によりまして、いまの供出を完了いたしました場合は統制をはずす、つまり完納農家の残つたものは自由販売する。こういうことがきまりましたか。

○森田(富)委員 いまの割当は、御承知の通り本年度は約七億万貫の割当をいたしておりまして、それに対する一割は、超過供出のものとして、予算において計画を立てておるわけでありまして、これらのものを完納いたしましたものに對しましては、これを政府に売ろうと政府以外に売ろうと自由にするといふことを決定、関係方面の了解を得まして近く実施するはずであります。

○井上(良)委員 そうすると、それは食糧管理法なり食糧法を改正せずにできるのですか。

○森田(富)委員 法の改正でなくして、省令によつてこれをやり得るのであります。

○森田(富)委員 その省令は、何法の根拠によつて出すのですか。

○森田(富)委員 食糧管理法の施行規則によつてやります。

○高田(富)委員 それでは前に関連のことをちよつと簡単に、先にお伺いしておきたいと思ふ。

ただいま大臣は、土地改良事業等に對しましては、見返り資金の中から相当出すようなことを述べられました。これは非常に重大なことであつて、政府におきましては、公共事業その他災害復旧などに對しまして、見返り資金のことをこの春以來約束して來ました

が、いまだかつてこれが実行されたためしがありません。明らかな見通しと確信を持つていられるのであります。土地改良事業への見返り資金の融資はどれくらいであるか、もう一度はつきりお答えを願つておきたいと思ふます。

○森田(富)委員 見返り資金は、政府が計画いたしました、司令部等の交渉客認を受けて実行するわけでありまして、運輸省方面、郵政省方面はすでに計で出ております。今私が土地改良の特別会計で考えておりますのは、二百億万円五箇年計画によりまして、年々四十億万円の範囲内でこれを支出したいと起案いたして折衝しているわけであり

○高田(富)委員 それは相当進捗しておりますか。そして相当確実性がありますか。

○森田(富)委員 確実性をあらしたいと今努力をいたしておるわけであり

○高田(富)委員 それでは食糧法の質問に入りたいと思ふ。

超過供出が法制化されるということになりますと、事前割当量でさえも、今日では大半の農家がとつてい納まらない非常な苦境にありますので、もとの法律がつくられますときから今日まで、国会の内外において、あの通り大きな反対運動が行われ、一度はついに原案も流れ、修正案もまた先般の国会で流れました。それほどまでにこれは重大な問題であるのに、政府におきましては、超過供出が完了したあとでもまだゆとりは十分あるといふことを前提とされまして、米俸制度を実行するといふことをしば／＼言明されて参り

ました。またただいまでも努力中だといふようなことを聞いております。これはあちら側におきまして、もうはつきり否定しておるにもかかわらず、最後の努力を続けるというところを、しばしば新聞紙上を通じて声明しているのではありません。こういうようなことは、結局今度の割当にいたしましては、今度の補正問題にからみまして、日本政府側の主張が非常に根拠薄弱で、とればいくらでもとれるというふうな観念をもつて折衝に当られたのでは、大臣がいかに熱心に折衝されましても、相当額の補正を得られないのは私は当然だと思ふ。先般知事会議あるいは全国食糧調整委員会におきましても、政府は米券制度を云々しているが、こういうふうなことがこのたび果の補正要求のいれられない大きな原因で、この点政府に責任があるといふことを、異口同音に述べております。これは全国農民の声であります。この点に於ては、もう一度はつきり述べていただきたいと思ひます。

○森國務大臣 米券制度は政府は提案していません。与党である民自党において研究を進められておるのであります。また政府も、与党の研究されておる米券制度については、事務的、科学的に研究を進めたのであります。政府は米券制度を法制化するというようなことを皆さんに御相談いたしております。日本の食糧確保については、今御相談願つておる法律は是なりとかやうに信じておるのではありません。米券制度に対する批判は、私としてどちらを取上げておるということは決してないのではありません。どうも誤解のないようにはお願いいたします。

○高田(富)委員 しかしながら政府と民自党というものは一体のものであります。この席上で米券制度は正しいものであるか、合理的なものであるか、それとも合理的なものでないとお考えになるか、大臣はつきり言つていただきたいと思ひます。

○森國務大臣 米券法につきまして、今申し上げた通りであります。政府がこれを起案したわけではございません。与党として考えておる米券法につきましても、政府としては決して無関心ではございません。十分研究をいたしておりますが、やり方によつては決して世間に伝えられておるような悪法でもなく、この運用に妙味もあり、またこの運用によりまして、食糧の確保が一層進められるといふことも考えられるのであります。政府は今これを提案するといふようなことは考えておりませんが、米券法につきましても、私といたしましても相当研究を進めておるわけでありまして、

○高田(富)委員 米券法によりまして、なお一層食糧の確保ができることも考へておるということでもあります。そういふふうなお考えで行きますと、実際の收穫量は、知事や食糧調整委員やその他の者が言つて来るようなものではなくして、まだ／＼相当あるといふ観念が、やはり農林大臣にあることになると思ふ。そういうことから今回の補正につきましても、結局合理的な意見を出すことができなかった。食糧の生産高等について、合理性のある主張ができなかったといふことになると思ふのであります。そういうふうなことの

の結果、今度は政府が初め言明されたものの半分以下の補正しかできなくて、地方の持つて来ましたものの数分の一になつたと思ふのであります。大臣の考へるやうに、ごく一部には相当の不正をやり、この前酷な供出制度の下におきましても、なお余剰のある者もあるでしょうが、これは例外です。ごく少いのです。圧倒的多数の者は、今回の供出によりまして、――ましてや改正法律が通過しまして、さらに事前割当よりも余計にこれを割当で、強権発動でやるというふうな態勢になりまして、飯米を出してもまだ足りないよ、な、悲惨な農家がたくさん出ることは明らかであります。政府といたしましては、実收については調査中であるが先般答へられました、この調査が進捗いたしました、現実はどうなるか、これはいかぬといふことが判明したならば、再度強く補正を懇請し、これを政府の責任において再び実行する意思はあります。

○森國務大臣 十二月の末かあるいは一月になつて実收量が確定すると存じますが、従来補正は作報の報告に基いて、しかも九月二十五日現在の予想に基いて補正をして参つたのであります。本年は特別に病虫害がありましたので、十一月にさらに調査をいたしたやうなわけでありまして、現在の考へております二百四十五万石の補正を許されましたが、しかし司令部としては、司令部の六千九百二十万石の予想が減つたといふわけではない。また農林省が第一回に発表しておつたといふ百五十万石の予想が間違つておつたといふやうにも考へない。とにかく二百四十五万石といふ補正を承認するといふ

書面を私はもらつたのであります。従つて今後はつきり実收高ができました場合に於いても、この補正をさらにやり直すことは考へておりません。今お話をしよう、自分の保有量がなくなつてはならないのであります。そういう場合には、これは還元配給の措置をとつて行きたいと思へております。

○高田(富)委員 そうすると、政府はこれ以上の補正は今後どういふ結果が実情から出て来ても、やる考へはないといふことになる、これはもう昨年度の供出のときにも実例は相当ありました。飯米を出してもまだ足りない。その結果どういふ事態が起りましたか。この重大な事態に對して、政府はどういう措置をとつたか。現在の供出制度の不合理、このためにいかに多くの農民が泣いておるかという実情について、大臣の認識ははなはだ甘いと私は思ふ。私どもは決してだてでや酔興で大臣の不信任案を出したのではあります。もしこのままの態勢で、政府が再度補正に臨まないといふ態勢で臨む場合には、まず県知事が相当あなたに食つてかかるでありません。しかしそれもあなたの断固とした態度で、遂にのませるかも知れない。のんだときはどうなりますか。今度は県知事は市町村長に向つて、再びあなたと同じ強硬な意見をはくのであります。そしてそこで大悶着をやりまして、さらに市町村長もやむなく引受ける。この市町村長はどうしますか。最後には、結局農民諸君のところ責任はすべて転嫁されます。昨年度はこの結果どういふ事態が起きたか。全国各地において、遂には日本の政府の責任、官憲の

責任によつてはいかんともしがたく、いろ／＼の手を借りざるを得なくなりまして。そして有無を言わせず飯米を取上げられました。このことは私も日本人として非常な屈辱であり、日本の政府にとつては重大な責任問題です。このやうな事態が、本年もさらに一層苛酷に行われることは明らかであります。断言しておきます。冗談ではありません。こういうことが行われるのは、日本政府並びに官僚が責任を負わないといふところに原因があるのであります。すべて責任を農民に転嫁するところに弊害があるのであります。自分が確信のないやうなことを他人に押しつけることはできない。そのときにはまずから責任をとること、そうすることなしには、このやうな暴政はやまないのではありません。昨年はそういうふうな態勢のもとで供出をさせられまして。飯米も出しましたがまだ足りません。そのときどうしましたか。多数の人たちが一齊に不供出罪で検挙されました。しかし検挙しただけでは完納させるために官憲はいかなる手段をとりましたか。みんな一札とりまして、どういふ手段を講じていきましたか。これらの釈放された農民諸君は、ない金を工面し、借金をし、はなはだしきに至りましては、協同組合が県の信連から金を借りて参りまして、大量のやみをやりまして、他府県からまでいろいろなものを買集めて完納をいたしました。その結果一人当たり平均十数箇村にわたつております。その借金は、いまだに残つております。この借金を

返すために、今年度の收穫の中から現物で返さなければならぬ。借金は供出代金の中から差引かれます。このような事態が現実に全国各所に起つておる。このやみをやらせたことは、積極的にやらせたのですが、これを官憲はただ黙認したように言っております。

内容をよく検討しなければ、責任がどこにあるかというところは、はっきりしないのであります。その内容を十分はつきりした上において、政府としては善処すべきであると考えております。

○高田(富)委員　すでにこれは半年も前から、経済調査庁が中央において本腰を入れて調査し、その結果は発表もされておるのであります。いまだにこれに対して処置をとつてないというところは、いかに官僚が無責任であるか、すべての責任を農民に転嫁しているかといういい例でありまして、しかもさつき私が申し上げましたように、町村長や、農業協同組合長までがやむを得ず金を借りて大量のやみをやりまして、これを農民に与えて供出させました。この事態が済みますと、検査庁はやみをやつたというので、自分が黙認しておきながら、百パーセント完遂以後におきまして、この町村長を起訴しようというふうな気配をもつて、書類送検をいたしました。こういうふうにしてあくまで自己の責任は回避し、すべての責めを農民に負わせております。政府のこの責任を感じない態度、このために農民は泣き、農村は崩壊して行きます。このやみにもその影響があるのであります。今年度にもその影響があるのであります。さきも言いましたように、借財はこれから引かれる、現物ももうほとんど食つておるといふところに対しましては、どうしても徹底的に調査をいたしまして、保有米は完全に確保させてやらなければなりません。昨年は、保有米は出せば還元配給をするとか約束したにもかかわらず、還元配給はほとんど滞つております。私の調査したところによりまして、個々にまわつて調べましたけれども、八人家族で半年間の間に米が一俵しか配給にならない。その他いろいろたまには配給になりますけれども、米は一俵です。そのために還元、特にさつき言いましたように、配給したことにしてこれを供出したことにするといふような措置をとりましたために、農家配給米は、それだけ余裕のある農家の方にはいいことになり、ますけれども、当然受けるべき農家配給米がそれだけ削られまして、農家の還元配給米は不足もはなはだしいのであります。さつき大臣は、そういう場合には還元配給するからいいと、簡単に言われまますけれども、還元配給は、予期せざる多数の転落農家ができた場合にも、対処できるだけの還元米の用意があるかといふことをお尋ねしておきたいと思ひます。

○森國務大臣　食糧の需給推算是立つておるのであります。ことに端境期の手持米も相当あります。なお輸入食糧の放出許可等の数量も相当あるのでありますから、もしそういう場合におきましても、十分に還元配給ができることは確実であります。

○高田(富)委員　保有米を出したならば、必ず配給は確保するといわれたと私も承知しております。しかし問題は、出す場合と買入場合は価格に非常な開きがあります。現在では配給も受けられない貧農が相当多いのであります。これに対して還元配給する場合の価格は、生産者の価格でやるか、金のないときには一時的には掛売りでもやる意思があるかどうかを、承つておきたいと思ひます。

○森國務大臣　政府は商業行為をやつてゐるのではありませんから、掛売りといふようなことはできません。価格の面におきましては、その供出価格に対して、大体同じ価格をもつて還元し求も一応ごもつとも存じますが、公団等の手数料を除いた価格において今日まで還元をいたしております。

○高田(富)委員　超過供出に對しまして非常に重税がかかるというところが、現在非常な問題になつておる。ことにこの前の夏の供出等につきましては、相当超過供出があつたといふことで、現在税務署では目を皿のようにしてこれを調査し、非常な重税をもつて臨む態度をとつておるのであります。今後このような法案が通過したすにつきましては、特に税金の關係は、政府としましては責任を持つて考慮しなければならぬと思ひます。この前の夏のときには超過供出が非常に多かつたのは、実は金詰まりのために生活資金にも窮しまして、飯米までも出して超過供出に充てたからであります。政府においては、どうかこの点について明確な対策を示していただきたいと思ひます。その点についての所見を伺いたい。

○森國務大臣　収入のあるところに課税せられるのは、いずれの場合におきましても当然であります。超過供出があつたから、それに対して重税をかけるといふことは毛頭ありません。今度農村に対する課税は非常に安くなりまして、地方税を加へても約三割は減税されることと、大蔵大臣は聲明いたしております。超過供出をしたからそれで重税がかかるといふようなことは決してないと考えております。

ります。ここにおいて、現在の台帳面と実際の耕作の面積状況とははなはだしく違つておる。これを至急に調査しまして、すぐだれにでも納得できるように是正する必要があります。地方の等級にしまして、地方の等級を精密にやつておるとはまつたくありません。ほほいいと思われよう。やつておるとは非常に多量なもので、大部分はまつたくやつておらない。はなはだしきに至りましては、地方の等級ではなくて、耕しておる人間によつて等級をつけておるところがある。こういうふうなばか／＼しい状態をそのまま放置いたしまして、ただ供出量を加算し、ただいたずらに強権発動の範圍を拡大するといふ行き方は、まず／＼農村の非民主化を促進する結果になる。どうか農村の民主化の建前から、ここではつきりと大臣にお伺いしておきたいことは、この農地の一筆調査による地方並びに面積の適正な把握を至急——これは民間の協力も得まして大々的にやる必要があると思ひますが、この点についての所見を伺いたいと思ひます。

○森國務大臣 高田委員は近ごろ農林委員会へ参つてくださったのだから、そういう御質問が出ると思つたのです。このことは再三この委員会で申し上げておるのであります。一昨現在の供出制度は決して完全なものではありません。だから地方に應じて適量な負担、いわゆる昔の年貢を納めましてたよりに行けば、非常に理想的なんでありまして、そういうふうなことをやりました。一筆調査もやりたいと思つてゐるのです。ところが一筆調査をやりますと、三十億か四十億の金がいります。

もちろんこれは國家の基礎ですから、政府としては、どうしてもやりたいといふことは考へてゐるのです。反別なんかも、隠し反別がありまして非常に違ふ。供出制度をやりましたから、日本耕地面積は減つて来るのです。三百万町歩が二百八十万、二百七十五万といふように、年々縮んでおる。ところが肥料をやると言ふとふえて行く、こういうのが日本の耕地面積でありまして、これは根本的に改めなければならぬと考へておられます。でありますから今日の供出のやり方は決して完全だとは思つておりません。しかし何とかして皆さんも御協力願つて、ほんとうに實際のものをつかんで、今お話のやうな地方に應じて、納得の行く昔の年貢を納めたやうに、この量をきめたいといふことが理想なんです。そういう理想に一步步近づくやうに研究を進めて行くわけでありまして、御協力を何にお願ひする次第であります。

○高田(富)委員 前々からこの委員会で詳しく論議されておつたやうでありますから、詳しくことはやめます。しかしそういうことが論議されておるのに、そういうことが先決問題であるのに、それをあとまわしにして、今までの悪い制度をさらに悪くするやうな、こういう法案を出すからあらためて問題になるのです。こういうことをやれば、まず／＼末端の不合理を拡大するのです。そういうふうな考へでありますから、米穀制度のやうなことを考へられて、まず／＼不正が拡大されるのです。さてこの問題は充分論議されたやうですから、遠慮しておきます。それでは次にお伺ひしたいこと

は、食糧確保臨時措置法なるものが提案されるに至りましたときには、これは戦後の荒廢の結果、農業が世界的に荒廢いたしました。食糧需給関係はきわめて逼迫いたしました。そういう世界的な食糧需給関係の大きな逼迫のもとにおきまして、わが國におきましても、こういうふうな法律が考へ出されたものであります。ところが現在では、さつきの農相が言うやうに、事情はかわつて来た。今まででさえこのやうな反対がありまして、二年間も延びて来たこの法律を、世界の食糧事情がまるで一変いたしました今日では、米穀の割当制も撤廃になり、食糧も過剰が問題になり、輸入も相當に拡大しておりますのに、こういうときにあつたためてこれをさらに拡大するといふことは、まつたく國際情勢の変化を考へていないと思ひます。こういうふうな状態において、農民がみな農業恐慌に襲われることを憂へておるときに、大臣はなお心配だからといふことを言ひますが、心配なのは今後たくさん食糧が入つて来る心が心配なんだ。どうかこゝではつきりしていただきたいことは、大臣は世界の食糧事情はこれから過剰の傾向になつて来ると考へておられるのか、それともそうでない、反対だとお考へになつておられるのか。明確に御答弁願ひしたいと思ひます。

○森國務大臣 これはすいぶんやかましい問題になつたのであります。今日本の食糧事情がよいかと言つてもこれはガリオアで来るものもあり、バターで来るものもあり、予定されただけでありまして、これはほんとうに來るかどうかわかりません。それでですから日本の食糧事情は決して安易な状態

におるわけではない。こゝでたま／＼外國食糧が今年よけいに入つて来たからといつて、あんからかんとしておつてはえらいことになります。ですからこういう制度も要る。いわゆる家に消火器を備へておくのも同じこととあります。いくら今年三百万トン入るからといつても、もう日本の食糧が手放しでよいとは考へておりません。

○高田(富)委員 一方で事情が好転してゐるといつて、いもの統制を撤廃しておきながら、まだ心配だから余つたためておけといふやうなことで輸入するといふことは、これはまつたく矛盾をはなはだしい。だから何回でも聞かざるを得ないので。そこで念のためにもう一度お伺ひしておきたいことは、小麥協定への参加は確実に行きとお考へになつておりますか、どうですか。

○森國務大臣 小麥協定國に参加することは、今申し込んでおるのであります。多分参加は許されるだらうと思ひます。申し込んでおいたのは百二十万トンでありますから、これはよし日本の自給度が増しましたところで、現在三百万一千万トンも輸入しておる小麥のうち百二十万トンぐらゐは、五箇年間確実なこれを約束しても別にさしつかえない。こゝ思つておられます、ただ加入が許されるか、許されなかわかりませんが、多分許されるだらうと思ひます。

○高田(富)委員 こういうふうな法律によりまして、主食の取締りは一層嚴重になりまして、ここに配付された資料によつて見まして、昨年のごとき六十万人からの人々が主食關係の違反で検挙されております。ところが

最近の主食の取締りにつきましては、非常に行き過ぎがある。まつたくこれは人道に許すべからざる取締りをやつております。これらにつきましては、事情によつてもう少し緩和したやり方をやらないと、これは政府に対する大きな反感を無用にする結果になると思ひますが、食糧關係を担当する大臣といたしまして、この小さな、生活上やむを得ざる食糧のやみ行為等に対する取締りを、大幅に緩和する意思はないかどうか承つておきたい。

○森國務大臣 御親切な御注意でありましたが、法はあくまで法であります。しかしその事情において取締りすることは必要であります。あくまでも法を犯した者は、法を犯した者として取締るのが法の建前であります。

○高田(富)委員 いや／＼斷固としてこの惡法を通さうといふ決意のやうであります。そうなるやうな問題は、これもさつきから論じたと云われるかもしれませんが、あらためてここに重大な問題が出て来る。それは価格の問題であります。いよく根こそぎとるといふことになりまして、今までは多少やみでも何でもやりまして、再生産を償ひ、細々と生活を續けて来ましたが、この価格で根こそぎとられれば、みなつぶれるのであります。そこで米価の決定について先般の、竹村委員の質問に対して、大臣は、調査したところ千円ですとあるところもあるし、一万円のところもある、これを算術平均したものを言つて、千円程度の生産費のところまでも算術計算の中に入れられた。

ところが農林省の食糧生産費調査というものは、バリエーター指数よりも安く去年までは出たそうですが、これははなはだ不合理な生産費の計算であると思ふ。その一番重大な点は、農家の労力、自給肥料等の価格を、どういう基準で定めておるかという点でこの点をひとつ御説明願いたい。

（松浦委員長代理退席、小笠原委員長着席）

○森岡大蔵 あなた方はどうも飛躍してものをお考えになるから困るので、この間申し上げたのは生産費、それからバリエーター指数との関連を申し上げたのであります。二十三年度の統計によりますと、二十三年度の価格はバリエーター指数によつて三千六百何十円でしたか、こまかい数字は覚えてませんが、きめたのであります。二十三年度の五百戸近い農家について、個人的に調査したその平均価格が三千五百何十円でありまして、ちょうどバリエーター指数と合つた。こういう例を出した。その中には千円をこゝの生産費もあるし、一万円をこゝの生産費のものもあつたわけでありまして。これは農林省の統計調査部でやつた調査の数字であります。だから本会議でこの間あなたの方のあれが千円で生産ができるとか、何とかお話がありました。これは二十三年度の調査によつて三千六百何十円とバリエーター指数と、それから五百戸の生産費の中央をつたものと、ほぼ似たものである。こういうことを私は引例して申し上げたのであります。それでありますから、二十四年度の生産費調査は出ておられます。二十四年度の生産費を調査したら、あるいは四千二百何十円になるか

もしません。それはわかりませんが、バリエーター指数というものは、大体五百戸近い科学的な調査をやつた生産費と、バリエーター指数とほぼ似たものが出ておる。ですからこの数字より上にかつた人は、経費をできるだけ節約するように指導しなければならぬ。こういうことを申し上げたのであります。それを千円でもできるものがある、こういう極端な御議論をされませんが、二十三年度の統計の数字がそうなつておる。だからバリエーター指数といふものは、決してむだにしたものではない。こういう引例で申し上げたことを、御承知願ひたいと思ひます。

○小笠原委員長 それでは午前中はこの程度にとどめまして、午後二時半より開会することといたします。

午後二時四十分休憩
午後二時五十分休憩

午前二時五十分開議
○小笠原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは先ほどの理事会の申合せの通り、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、その質疑を継続いたします。小林委員。

○小林委員 先ほどに引続きまして質疑をいたします。本年の統制解除によりまして、養蚕業に受けた打撃が非常に多かつたのであります。特に養蚕の処理の問題につきましては、二、三御質問申し上げたのであります。本年統制が解除されました、養蚕の処理に非常な混乱を起したのであります。従来養蚕処理につきましては養蚕處理統制法等もございまして、業者間にある程度の話し合いがついておつた

のであります。今回の統制解除によりまして、すべてのものは統制がなくなつてしまつた。そのために非常な混乱が起つたのであります。特に本年の夏秋蚕の混乱は、実に名状しがたいような混乱を起したのであります。かような問題が明年の春繭におきましても、今後におきましても、相当大きな問題になるのではないかと思ふのであります。この養蚕處理に關しまして、政府は今後いかなる方法をおとりになりますか、御所見を承りたいのであります。

○最上説明員 統制撤廃後におきまして繭の處理に關しまして、春繭につきましてはさしたる混乱もなかつたのでございしますが、この夏秋蚕あるいは晩秋蚕等におきましては、ある程度の、また地方によりましては相當の混乱を來したのでございします。これはいろいろの原因があるものでございまして、糸価の暴騰、あるいはポンド切下げによる爲替の思惑というふうなことも手伝つておるものと思はれるのでございします。従ひまして統制を撤廃いたしました上、自由な競争にいたしました以上、やはり繭の處理等につきましては、統制撤廃後の状態に即応した考え方をしなければならぬと思つておるのでございしますが、要しますに、これは農林省といつたしましては、養蚕の合理的な處理といふことを中心に考えまして、また養蚕農家の団体であります農協同組合等を中心としたもので、団体協約による養蚕の處理というふうなことを、できるだけ奨励してやつて行きたい、かように考えておるのでございします。

○小林委員 具体的問題に觸れ

られませんでした、いかなる処置を講ずるか、はつきりしたことがつかめてないのを遺憾といたしますが、この養蚕處理の混乱を起します原因は、製糸設備と養蚕の量の食い違ひが一番大きな原因ではないかと考えるのであります。先ほど大臣がこの問題に二、三觸れまして、製糸の設備は五箇年計画によつて非常に進展をした、こういうふうなお話であります。一体五箇年計画といふものは製糸だけの問題ではない。養蚕とにらみ合はせての計画でなければならぬと思ふのであります。この製糸の設備につきまして、従来製糸業法によりまして嚴重に取締りをし、養蚕とにらみ合せて製糸の許可を今までやつておつたところが、途中においてどういふ理由か知らぬけれども、特別な業者に対して今までの取扱ひとかわつた取扱ひをして、どん／＼製糸の免許をしてしまつたという事実が多々ございします。この問題に關しまして、日本シルク事件というふうな事件も起きてゐるのは、御承知の通りであります。政府がこういう大きな計画を立てて、それに対して、十分にその計画を遂行するために均衡を保つてやるべきであると考えるのであります。今までの農林省にとりまして製糸の免許に關して、非常に不公平なことがあるように私は考へるのであります。しかるも製糸業者が申しまして、現在機械座繰と稱します業者がありまして、これはその使用します原料繭は、いわゆる機械製糸とは同じものをやつております。こういう關係を一体これからどういふふうに農林省はお考えになつておやりになつて行くか、この点につきまして御見解を伺いたいの

あります。

○最上説明員 繭の取引の混乱が、製糸の設備と原料との不均衡から來ていふことは事實でございまして、この点につきましては、従来の繭の生産が、いろいろ事情から計画通りに行かなかつたといふことが大きな原因になつてゐるのでございします。またいわゆる機械座繰等の問題等もこれにかゝんで來てゐるのであります。この点につきましては、繭の増産をはかるということが一番大事なこととございまして、設備と原料の不均衡ということも、要するに原料が増産されるならば自然に緩和され、また解決されると思ひますので、今後は繭の増産に全力を盡したいと考へてゐるのでございします。

○小林委員 製糸設備はすでに五箇年計画によつてどん／＼ふやしておつたけれども、これを解決するには原料をふやさなければならぬ。これはまつたくその通りであります。これは養蚕の増産が現在のまままでの程度にできるかといふことは、これは疑問だらうと思ひます。そういう観点から、すでに製糸業者の間においては、現在原料が足りないといふので、これから設備制限をして行かうといふような業者の聲もあるものであります。現在ある程度の仮認可のやうなものをやつて、製糸業者がたゞさんおられますが、仮認可をやつておきます製糸業者に対しては、政府はこれをそのまま認めておきますか、それとも仮認可は一応取消すという態度に出られますか、その点をはつきりお答え願ひたいと思ふのであります。

○最上説明員 先ほど申しましたよう

に、設備と原料との不均衡が現在ありますので、これを調整して均衡を得せしめるといふことは、最も大事なことでございますが、そのためには根本的の解決方法といたしましては、繭を増産するということが一番根本的な解決方法でございますが、これにつきましては、実は来年度どのくらいの増産ができるかというところにつきましては、関係の民間団体等とも通じまして、また全国各地の状況等も勘案しまして、目下検討中でございます。それと同時に、ただいま小林委員が申されましたように、この設備の問題も制限するとか、あるいは封印するとかいうような声も一部の業者には強くあるのでございますが、この問題は、繭の増産がどのくらいできるかという見通しの問題と同時に、この設備の制限の問題につきましまして、製糸業者の間にも非常にいろいろの意見があるのでございます。また地方によつてその事情も非常に異なりますので、そういう業者の意見あるいは地方の実情等を十分調査いたしまして、養糸業全体の見地から適切な方策を考えたい、かように考えておるのであります。

○小林(運)委員 適切な処置というところが問題なのであります。たとば東北の産繭の非常に潤沢な地方においては設備の制限の必要がない。また中国方面の原料の少いところではどうしてもやつて行けない、こういう意見がございいます。そうかといつて、すでに現実の問題として、原料繭が年間を通じて三分の一以上足りない、この現実の問題をどうされませうか。来年の繭の増産をはかるといつても、急に倍に増産するといふことは、桑園の実態から

考えまして、まづたゞこれは不可能な問題だと思ふ。これを現実の問題として、この不均衡をどういふふう処理されるか。関係業者と相談をすると言ふけれども、一体政府はどういう方法を持つておられるか。現実の問題をお聞きしたいのであります。

○最上説明員 この原料と設備の不均衡の問題でございますが、これは地方によりまして、非常に事情が違ひますので、結局現在におきまして、その地方におきまして地方に應じたような、自発的にあるいは自主的に適当な方策を各業者がとつておるのでございまして、現在の状態におきまして、政府がそれに對してあいつ手をつつことか、こういう手をつつことか、今すぐの問題といたしましては、考えていないのでございまして。要しますに、来年度はこの不均衡の解決の問題といたしまして、繭をできるだけ増産するということが同時に、この設備の問題につきましましては、よく業界の意向を聞き、また地方の実情を考えまして、養糸業全体の見地から適切な方策を考えたい、かように考えておる次第であります。

○小林(運)委員 どうも抽象的でありまして、私は現実の問題をお尋ねしておるのである、さういふことでは、まづたく野放しと言つても過言ではないと考えるのであります。それで、先ほど私が申しましたように、この問題を解決するには、製糸の設備を非常に無計画に認可してしまつて、仮認可とはいひながら、すでに業者は仕事を開始している。こういう点に私は原因があると思ふ。これをもつと政府は考えを新たに、この問題を何とか解決しなければならぬといふふうに私は考

えます。そこでもう一つ問題は、先ほど来申し上げております機械座繰りというふうな、いつでもすぐできるような人たちが相當い繭をついて、こゝろのうちに何ら負担がない。保険金はその人たちの方へどん／＼流れて行つてしまふことになるのだが、いわゆる機械製糸業者のみがこれを負担している、こゝろの不均衡がある。この機械座繰りの問題を一体どういふふうにお考えになりますか。

○最上説明員 先ほど来申し上げましたように、機械座繰りの問題につきましては、現在機械製糸全体の設備と原料繭との間に非常に不均衡がございまして、この全体の不均衡の問題を解決する際にその問題も十分考えたい、かように考えているのであります。幸いにこの国庫による保険金の一部の負担が実現いたしますならば、不公平の問題もおのずから解決するものと考えているのであります。

○小林(運)委員 この保険金の問題は一応解決いたしますし、今までも不均衡があつたといふことも将来相当影響を持つて来る。たとえば今までの養糸農家に対する負担といふような点から考えましても、機械製糸はそれらの経費を非常に負担しているけれども、機械座繰りというふうなものはこれの負担をしていない。その他の点において非常に差別待遇がある。これを具体的に、これから機械座繰りをどうするのだといふことを、はつきりここでお答え願ひたいのであります。

に不公平があるといふようなお話でございますが、確かにさういふ点も從來あつたところもあると思ひます。同時に今後の方針といたしましては、さういふ両者の間に不公平がないように、また不均衡にならないように指導して行きたいと考えております。

○小林(運)委員 どうも意図はさういふふうにして行きたいというお話だけで、具体的にどういふお話がないの、実は遺憾であります。私はこのことにつきましては、またあらためて政府の所見を伺ひます。

先ほど糸価安定の問題についていろいろお話がありました際に、現在の輸出の値段はフローワー・プライスによつて一応抑えられておりますが、このフローワー・プライスの問題は、今後どういふふうな考えをもつてやつて行かれますか、その点を承りたいのであります。

〔委員長退席、山村委員長代理着席〕

○最上説明員 フローワー・プライスは司令部の方針といたしまして、先般廃止されたのであります。絹類につきましては、今年一ぱいは維持するといふことになつておりますので、今年一ぱいはあるわけでありまして、来年からは業者の一部にはフローワー・プライスの延期を希望している向きもあるのでございます。しかしこれは関係方面の方針もございまして、来年一月以降はなお延期して行くといふことは困難ではないかと考えております。

○小林(運)委員 次にこの法案にも関係がございまして養糸業者に対する問題でございます。養糸業者はこの負担金を持たしておりますが、これも来年

度におきましては、養糸業者に対する負担金はなくなつております。今までも政府は養糸業者に対する施設を講じておらない。これは先ほど来産繭の増産によつて云々といふようなお話がございましたが、養糸業者の中にもいろいろある。製糸兼営のものほとんど大部分でありまして、共同施設組合を持つて昔からの養糸業者を継続している連中に対しては何ら見ておらない。養糸業者に対しては政府はこれからどういふ手をもつてこれらの業者を指導されま

すか、養糸業者に対するお考えを承りたいのであります。

○最上説明員 養糸業者に対する指導方針でございますが、養糸は養蚕あるいは生糸の質を向上させる上におきまして最も重要なものでございまして、また養蚕の合理化の上におきましても重要なものでございまして、しこうして養蚕の取引につきましては、養蚕業者の団体と養蚕製造業者とが協力してやることを望ましいこととてございまして、それから、さういふ方向に向つて養糸業者の意欲を極力指導育成して行きたい、かように考えておる次第であります。

○山村委員長代理 小林君、時間の関係もございまして、簡単に要点を願ひます。

○小林(運)委員 養糸業者には、先ほども申し上げましたように、製糸兼営の業者と二つあります。さうして、製糸兼営の業者がやはり製糸に有利な種をつくるのは当然でございます。ところが共同施設組合によりまして、従来養糸業者はやはり養蚕家の立場に立つて、産繭が安全にできる方法でやつておりました。こゝろのうちに

対して、政府はこれからどういうふう
に考えて行くかという点についての質
問でございます。

○最上説明員 小林委員が言われまし
たように、養蚕業者にもいろいろな業
者があるのですが、製糸兼営
の人は別といたしまして、そうでない
養蚕業者に、優良品種の供給でありま
すとか、あるいはその他の方法により
まして金融の便宜等も与えまして、で
きるだけ必要な補助育成をして行き
たい、かように考えておる次第であり
ます。

○小林委員 法の案の、二十四
年度及び二十五年度の共済掛金は一般
会計において負担をするという、この
財源はどういうところから求められま
すか。

○藤田説明員 これは一般会計から特
別会計へ繰入れることになりました。

○竹村委員 この問題につきまして
は、大体簡単に申すという申合せであ
りますので、申合せを尊重して長々し
くやる気はありません。

畜産と蚕糸の共済の面はいろいろ改
善をされたのでありますけれども、米
麦の共済面について、政府は最近に改
善されるとか、あるいはいろいろ／＼なこ
とをやられる考えを持っておるかど
うか。ひとつこれを聞かしていただき
たいと思います。

○藤田説明員 米麦、いわゆる農業勘
定面の問題であります。これにつきま
して私どもで考えておりますのは、
新しく保険事故として虫害を加える
——これは多年の要望でもございま
すので、次の通常国会にはこれを加えて
もらいたい、かように思っております。

○竹村委員 他は畜産局長が来られて
からやりたいのですが……

○山村委員長代理 ほかに御質疑はあ
りませんか。

○井上(夏)委員 農業災害補償法の農
民の掛金の問題ですが、先般農林委員
会で九州地方その他をまわりましたと
きに、農民から保険金の支拂いにつ
いて非常に意見がございまして、私はこ
れは相互扶助の共済保険であるから
——苦しいであろうけれども、やはり
災害を受け非常な打撃をこうむってお
る農民を救済する一つの国家的施設で
あるから、できるだけ御協力願いた
い、こういうことを切に申しておいた
のですけれども、被害を受ける地帯は
大体毎年受けて、被害を受けていない
地方は毎年強制的にこの保険金をかけ
なければならぬ。しかも最近、農家
の収入その他の関係から、これを何と
かしてくれという声が切実なので、政
府においても、主要食糧その他が国家
管理されておる現状から考えますなら
ば、これは農民の怠慢によつて生じた
被害ではないのでありまして、自然現
象のやむを得ない結果から生ずること
であつて、当然その損害は国家が補償
するということになれば建前が合わ
ないのです。そこでこれに対して、政
府は一体来年度予算あるいはその後
において、どういふ対策をとつて、こ
れら農民の切実な要望にこたえようとし
ておるか、この点をまず私は伺いた
いと思ひます。

○藤田説明員 御趣旨の通りでありま
して、この農業災害補償法は、これは
やはり国家が相当の積極的な助長をし
ませんければ、とうてい農家だけでは
やつていけないのでありまして、そこ
でたゞいまお話の共済事故が、現在は
風水害、干害、冷害、その他気象上の
原因による災害及び病害、こうなつて
おります。たとえばお話の風水害とい
うようなことになりまして、やはり特
定の区域というものが立てられるわけ
であります。先ほどちよつと申しま
したように、共済について、虫害とい
うことも考えておりますので、そうい
たしますと、相当各方面ともいづれも
何らかの害というものが予想されるこ
とになるわけでありまして。そういうふ
うにだん／＼各農家とも、いづれもそ
れに該当するような事故が起つた場合
の救済ができますように、保険事故あ
るいは共済目的その他について、でき
るだけこれを拡張して行く、そうし
て、できますならば国庫負担を増額し
たしまして、農家の負担のあまり過重
にならないようにして行きたい、かよ
うに思つております。

○井上(夏)委員 それからもう一つは
保険金の支拂いの問題であります。こ
ある地方に参りますと去年の保険金を
もらいますのに、今年の掛金をかけぬ
ことには拂わないというふうなことを
言うておる地域がございまして。保険金
の支拂いと農民がかかるものとは別の
ものであるにかかわらず、地方々々の
それ／＼管轄しておる組合の方でもつ
て、まず掛金をかけろ、しからは支拂
う、こういうことを言うのですが、こ
れは会計が苦しいのでそういうことを
やらしておるのですか、どういふこと
になつておるのですか。

○藤田説明員 私どもの方では、あま
りその点についてそういう声も聞きま
せんが、つまり本年の災害のための保
険金を支拂うのに、その次の掛金をか
けなければ拂わないというふうなこと
であります。それはちよつとおか
しなことであるわけでありまして、
私ども了解に苦しむわけでありまして。
あるいはそれに関連しての、つまり保
険金をもらうに於いての掛金の問題で
あればそれは当然であると思ひます
が、一応実情を調査いたしまして、あ
まり行き過ぎのないようにしたいと思
ひます。

○井上(夏)委員 それからこれの補償
の実際の範囲ですが、つまり被害を受
けた田畑の作物の査定の方法は、一体
どういふうまいになつておるのです
か。これの押え方いかんによつて保
険金の支拂いの上の高低がきまるのであ
りまして、どういふ審査の方法によつ
てきめておられますか、具体的にお示
し願ひます。

○藤田説明員 損害の評価につきまし
ては、現在御承知のように、共済組合
員でありますとか、あるいは作物報告
事務所補助員でありますとか、ある
いはそのほか農業調整委員であります
とか、篤農家でありますとか、そうい
うふうな村の者が、たしか二十五人く
らい委員になりまして、一筆の土地ご
とに被害を算定し、集まりました材料
によつては坪刈りをし、そうして実収
の違ひの実際を見まして決定をいたし
ます。

○吉川委員 委員長がかわられたか
ら、まず今の委員長が前の委員長の言
葉を引継がれるかどうかを伺つておか
なければならぬのですが……

○山村委員長代理 どういふ点でござ
いますか。

○吉川委員 先ほどの原田委員の御質
問はきわめて重要な問題であると思ひ

ます。その問題というのは、第五臨時
国会を通して本委員会において問題に
なつたものであります。それは農林
省の畜産局の予算があまりに少い。今
日本農業は一大転換をしなければなら
ない時期に立至つておる。ここで日本
の農業の再編をするためには、畜産の
振興予算をもつと計上しなければなら
ない。これは与党、野党をあげて問題
にされて、そうして競馬の益金の三分
の一に該当する予算を、畜産振興のた
めにとるといふことを決定されたので
す。もしこれがあつたならば、農林委員
会に決定されたことが根柢からくつがえ
されてしまふ。まづたく無視されたこ
とになつて、本委員会の面目いすこ
とありやということになる。この重要問
題を畜産の権威者である原田委員から
御質疑になつた。それに対して小笠原
委員長は、これは適当な機会に文書を
もつて答えてもらおうじゃないか、あ
るいは機会をつくるというふうなこと
を言われました。それは確かに言われ
た。そこでこの問題がこのチャンス
を失つたならば、二十五年度の予算な
らばいざ知らず、われ／＼の委員会
で決定した事項は、二十四年度すなわち本
年度内において解決されなければなら
ない問題なのです。大蔵大臣は本会
議において私の緊急質問に対して、補正
予算の際に考慮するつもりでおります
と答えておるのです。これがもし実施
されないとすれば、わが農林委員
会にまづたくその審議権を蹂躪された
ことになる。われ／＼の委員会の面目
にかけて、この問題はすみやかに解
決されなければならぬと思ひます。そ
で原田委員の御質問に対して、すみや

かにこのチャンスをおさずには、御回答いただけるかどうか、委員長にお聞きします。

○山村委員長代理 お答えいたします。吉川君のおっしゃることごとくともでございます。小笠原委員長がお答えになったときには私はちょうど欠席して、おりませんでした。やはり私もこの点は重要な問題でございますので、適当な時期になるべく早く政府の所信をたざしたいと存じております。

○山村委員長代理 起立総員、よつて本案は原案の通り可決いたしました。なおこの際報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

○山村委員長代理 御異議なしと認めます。それではさよう決します。暫時休憩いたします。

午後三時三十五分休憩
午後四時四十一分開議
○小笠原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○吉川委員 たいへん御明答をいただいたわけでありますが、私は極感ある同僚委員の原田君の御質問をきわめて重大に考へるのであります。ことに政府の御説明によりますと、ただいまどちらからか、それは少し見当違いではないかというやうなやじだか御注意だか出たやうであります。私は政府の提案理由の説明の中に、競馬益金の一部を見合せるやうに説明されておる。そうするとその問題に關係ないとは言われない。

○山村委員長代理 お答えします。私は關係ないとは申し上げておる。私は先ほど来吉川君の御意見を伺つておると、御質問でなく、討論の際において述べらるべき御意見のやうに伺うのであります。従つてそれは討論の際に申されるか、あるいはまた別の機会に正式にその機会をつくるか、いづれかがよろしいのではないかと申すのであります。いづれ近く小笠原委員長が参りますことですから、一応農業災害補償法案の議事を進めていただきたいと思います。

○吉川委員 考慮といふことでははつきりしないのであります。相当世間で問題になつておる。私は一応はけつこうな考へ方だと思ふのです。ただいま考慮といふやうな程度なんですか、それとも世間に伝えられておるほどのもつと具体的に進んでおるのかどうか、もう少しはつきりしたところを伺いたす。

○山村委員長代理 ほかにも質疑はありませんか。別にないやうでありますから、これにて質疑は終局いたしました。

○山村委員長代理 ほかにも質疑はありませんか。別にないやうでありますから、これにて質疑は終局いたしました。

を高めて、海外依存を少くするという事は、将来講和條約の結ばれた場合におきましても、その問題が第一に考へられて行くのでありますから、従来とてつて参りました食糧増産の道を、一層強化して行かなければならぬと思ふのであります。日本の農業政策の将来といたしましては、局限された角度において、増加し行く人口をどういうようにしてまかなつて行くかという事、この農業に従事してゐる国民の生活基準を高めて行くという事を、取上げて行かなければならぬと思ふのであります。増産の面におきましては、北海道のごときまだ、増産の余地がありますので、政府におきましては、特に北海道の耕地の開拓、食糧の増産について力を入れておるわけでありまして、日本の今日の事情は、申し上げるまでもなく年々歳々風水害に見舞われるのであります。昔といへども大風、大雨がなかつたとは思われぬのであります。いかに近年の風水害のはなはだしいという事は、結局戦争の余波を受けた国土の荒廢といふことが第一に数え上げられますので、われわれは耕作の安全性から考えましても、また国土の安全性から言ひましても、治山治水といふことに一番骨を折つて、そうしてわずからずいな大風、わずからずい大雨にも被害がないように国土を守つて行くことを、根本的に立てて行かなければならぬと思ふのであります。

なご次の問題といたしまして、農業経営の問題であります。今後世界の食糧が、むしろ一縮一増あります。今は非常に潤沢でありますけれども、またどういふふうになるかという事、情が悪くなつて来るかも知れません。が、とにかくにも現在では世界の食糧事情はいいのであります。いいのであるが、今はこういう国が閉じられておつて、自主的な貿易がないのであります。アメリカから食糧をもらつておるといふ事情でありますから、みづからの考えをみづから延ばすといふことはなか／＼容易な事柄ではありませんが、将来におきまして、世界の食糧と日本の農産物の生産が対立して行くといふことを考へる場合に、どうして日本の農産物を市場において優位な位置を占めさすかといふことであります。現在では外国の食糧が日本の食糧よりも高いのであります。もしこれが日本の農産物より価格が下るといふことになつた場合において、はたして日本の食糧が今の形でなしに——今はガリオアとして来るのでありますけれども、今の形でなしに、どん／＼外国から食糧が輸入されるというふうな場合を想像いたしますときに、昔のように関税政策といふことが行われればともかくも、今後はそういうこともなかなからず、今後の事情があらうと考えますので、日本の農産物は海外の農産物の価格といふものを考へて今後考へて行かなければならぬと思ふのであります。それにしまして、現在の生産費をできるだけ低めて行くといふことは、いづれの時代でも必要でありまして、外国の農産物の価格が高いから日本の農産物の生産費も上つてまいといふことは考へられないのであります。で、どういふ事情のものにおいても、その生産費を切り詰めて行く、生産原価を安くして行くといふことは努力しなければならぬと思ふのであります。

それにしては、まだ、日本の農業協同組合ができて間もないことであるが、これから協同組合の健全な発達を指導いたしまして、協同組合の力によつて、農業者が真にみづから生きる道を進めて行くと同時に、耕作の上におきまして、品種の改良あるいは栽培法の改善、あるいは肥料等、また農業経営の組織の上においてこれを有蓄化し、あるいは工業化して、農業経営が果に行けるような政策をとつて行くといふことではなければならぬと思ふのであります。今ただちに驚天動地のような新しい農業政策を立てるという事は、今日の日本の事情におきましては考へても得ないことである。私には一日も早くそういう時期に達するといふことを望むと同時に、こういう現段階におきまして、みづから農業経営の上において、そういう気持をもつて各般の指導をして行くといふことにしたいと思つてゐるわけでありまして。

○石井委員 農林大臣も日本の実情に即しまして、これは日本がアメリカやロシアのように、土地が広く人口稀少の土地でないから、驚天動地の仕事はできない、こう申されるのであります。それは非常にいふこともないことである。私も私もいふことはジャワ、あるいは支那その他各地をめぐつて来ましたが、アジア農業としましてはこの国も非常に土地が狭く、人口が多い。アジア農業の苦しさはそこにある。またアジア農民の生活の窮乏化もそこにある。そこで日本の実情に即して、非常に大きな構想と万般行き届いたところの政策を打つてもらわなければならぬ。そういう点を農民は大いに期待をいたしておるだらうと思ふのであります。食糧等のことにつきましては、かれこれ申さなくてもよく国民全体が了解してゐるのであります。国際的な小麦の生産におきましても、輸出の中心をなす米、加、阿等におきまして、大抵戦前に十億ブッシェルであつたものが、今は二十億ブッシェルの生産量に來てゐる。ロシアのごときにおいては、一番悪いときに七億ブッシェルでありましたものが今や十億ブッシェルの点まで來てゐる。かように非常に生産が増加してゐる。米におきましても、輸出能力を回復して來ても、輸出は輸出能力を回復して來ても、その価格におきましても、戦前の位置にまで回復して、食糧価格の点におきましても、日本を貿易関係上の非常な窮地に立たせようとする状況が見られる。そこで過日來農林委員の——特に民自党の農林委員の方々が、いろいろと農林大臣と懇談を遂げて、民自党は今度は吉田内閣の手を通じて、明年の一月を期して相当に日本の実情に即した手を打つ。こういうふうな新聞等に発表してあるものであります。一例を申し上げますと、ちやうど大蔵大臣も来ておりますが、農業所得への課税は一般勤労者並みとして家族農業従事者に対しては基礎控除をする。また減額査定を受けたときは差額超過分等は超過供出の取扱ひとする。肥料、農機具、農業等の生産配給の取扱ひを農林省に一元化する。雑穀類、いも等は供出完了後は自由販売にする。農地の災害復旧並びに改良事業については、個人または団体経営のものについては、個人または団体経営のものについても国が助成をする。こういうふうな農民の期待をしてゐるところの問題を取上げて、来年は十分の予算措

置等も講じ、あるいは来年の一月等においては立法措置をも講じて、十分に農民の期待に沿うようにするといふふうな点が発表されてゐるのであります。これらの点につきましては、税の問題は大蔵大臣、その他の問題につきましては農林大臣としまして、かような国民の期待を満し得るような方策が立案され、農民にこれが実現をいたしてもらへるようになるのであるか。その点御答弁を願ひます。

○池田田務大臣 農民の方々の負担軽減につきましては、来る国会におきまして、減税案を提案すべくいたしたい準備をいたしておるところであります。

○森田田務大臣 今御質問の要綱につきましては、実現いたすように努力いたしたいと思ひます。

○北委員 予算の問題が出ましたので、大蔵大臣にお伺ひしたいのであります。農村の税といふものは若干軽減されるようになつておりますが、今度の予算は税制改革や、補正予算を組むことが眼目となつております。第二段といたしましては、明年度予算と並行して十五年間計画であります。その前提として、日本の経済の復興に米価をくづつては、いわゆる農民を犠牲にした点が非常に多い。輸入食糧の大増加、これを考へてみますと、これは予算の帳簿の上には現れておりませんが、価格調整費を洗つてみますと、今度の十五年間の計画というものは、大量の輸入食糧を希望してゐるといふことが言われる。これは農民として重大問題だと思ふのであります。この点についての所見、これが一点と、それから価格調整費の廃止、来年は半分以上になるやうであります。

が、このときに米価に対してスライドを行うか行わぬか。この二点をお伺いしておきます。

○池田国務大臣 今日補正予算については、補正を最少限度にとどめまして、本格的な減税その他についての財政政策は、来年度の予算に十分織り込むことにしておるであります。次の価格調整費を減らすことによつて、米価に影響があります場合は、もちろん米価はかえるのであります。昭和二十五年に於いては、大体米価の消費者価格はかえない方針であります。

○北委員 生産者価格はスライドするのですか。

○池田国務大臣 昭和二十五年に生産される生産者価格については、ただいまのところパリータイ計算で行く方針であります。その関係上、どうしてもスライドするとは言えませんが、生産者価格はかわつて来ると考えざるを得ません。

○石井委員 一点大蔵大臣に確かめておきたいのは、大体農業課税においては、国並みに地方の税金を通じまして、来年度においては三割程度の減税になる。こういうような点が、先刻も農林大臣より申されておるよう、なわけでありまして、大蔵大臣としても、確信をもつて、大体来年は地方税並びに国税を通じて、農村の税負担は、今年より三割くらいは減税になるというように、断言できるのであると思ひます。その点を確かめておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 来年度の予算がはつきりきまるまでは正確な数字は申し上げられませんが、大体その程度の減税は期待し得ると考えております。

○石井委員 この食糧確保臨時措置法というものは、立法の當時はつきりされた通り、供出目標を事前に定めておる。そうして農民がその事前目標よりも努力をして増産をした分については、三倍等の価格によつて買上げる。もし不作等の場合には、これが補正をして、転落農家等の出ることを防止するといふのが立法の中心の趣意で、その間において供出制度を確立して、日本の農民の生活並びに日本の食生活を安定せしめる。これが趣意であつたこととは、もう疑う余地がない。その後におきまして、農民は昨年の米におきまして、追加供出を強制したさないうで、日本の食糧事情に非常に努力をして、百八十万石の超過供出をいたし、この百八十万石の超過供出が、今年の七、八、九月の端境期を安定化させたといふことは、隠れのない事実であります。また農においても、農民は努力をいたしまして、一六六つより一六六つ以上も超過供出をいたしておる。つまり農民は供出国策に非常に協力をいたしておる。こういうふうに見えるのであります。この立法を見ますと、農民が日本の食糧供出政策に協力しないから、かような立法をするのだ、こういう農民に対する不信の立法であるといふふうに考へるのであります。農林大臣としては、日本の農民が供出に対して非常に積極的な協力をしておるという点をお認めになるのではなからうかと思ひます。農民に對する農林大臣の御所信のほどを承つておきたいと思ひます。

○森國務大臣 お話の通り、日本の食糧事情をよく察知せられて、昨年度は超過供出のごときも割当はいたしたのであります。自主的供出の形をとつたのであります。しかし経済九原則に基きまして、日本に食糧が余裕のあるといふ場合においては、これを法制的に確保するの処置をとれという、これはアメリカから食糧をもらつていける関係でもありますが、そういう指令によりまして食糧法の改正を提案いたしましたような次第であります。

○石井委員 農林大臣は日本の農民が自主的に食糧供出に協力をしておると認める。しかしながらアメリカにおけるところの援助の關係上、本立法を出さざるの余儀ない立場になつておると言われるのであります。農民としては、實際にこれだけ努力をしていながら、補正その他については努力をしないので、こゝういふふうになつておる。たまたま追加供出を命ずるといふようなことに対しては、何か裏切られたやうな感じが非常に強く持つものである。海外から食糧の援助を受けておることに制約されますのは、もつともその点がありますが、やはり日本の農民としては自分たちの食生活の安定には資したいといふやうな点は、フランス等の農民の非常に利己的なふるまいに對して、雲泥の相違であるといふことに対して、雲泥の相違であるといふことである。この点を一例をもつて、どうも海外から食糧の援助を受けておるのだから、余儀ないのだといふやうなことであつては、農林大臣の担当する農政が、農民から失望せられるやうな結果になるのではなからうかと思ひます。實際にこれらの点につきましまして、今暫定的にかような立法をする。しかしながら国際的な食糧の事情その他いろいろと今後の点

を考慮して、早晩ほんとうに農民に納得の行くところの立法的措置を講ずるというやうな御見解をもつて、今回の改正の、農民の政府に対するところの不信の感情等を拂拭するところの御確信があるかどうか承つておきたいのであります。

○森國務大臣 御質問の要点は、少し把握しかねておりますが、現在は今申しましたやうな、臨時的な法案ではあります。日本の食糧事情が、将来講和條約の締結後におきまして、自然の姿にまかしてもさしつかえない食糧事情になるといふことを、こちらは祈つておるわけでありまして、またさういふ場合には、この場合においては、もちろんこゝういふ法案の必要がなくなることはむろん当然であります。

○石井委員 これは過日竹村委員その他から農林大臣に言われまして、その間答弁がもつてまして、ほんとうに農村の人々が聞きたい点があつて、きつてきつたのであります。今度さつまいもの点につきましては、来年からは統制が撤廃され、ばれいしよもしかりといふことになりまして、かんしよ作付面積五十万町歩、ばれいしよ作付面積三十二万町歩といふことになるのであります。ここで農林大臣は過日日本米のさつまいも、あるいはばれいしよといふものは、その必要性があつて農民がつくるのであるから、この排作面積が急速にかわるやうなことは考へられなと言われたのであります。さういふある数量を買上げて、食糧にまわすことによつて、この間の問題は大体心配はなからうと樂觀をされておるやうに聞いておるのであります。大体G.

H・Q關係からのいろいろなる発表等を見ますと、さつまいも並びにばれいしよといふものが配給に乗らなくも日本の現在の食糧が確保されるという確信がつくのであれば、さつまいも並びにばれいしよの統制撤廃をいたしてもさしつかえないといふやうな点がある。その筋の御意見であるやうに承られるわけでありまして、そこでさつまいも並びにばれいしよが、政府の予定するやうに作付面積がなく、これが減りまして買上げができないといふやうな実情が出るという、さつまいも、ばれいしよにかわつて、麦あるいは陸稻等によつてその不足分が供出の面において加重される。つまり五十万町歩のうちの何万町歩、あるいは二十万町歩、ばれいしよのうちの十何万町歩ぐらいが、麦あるいは陸稻等の作付対象となされて、米麦の供出事前割当量において増加せられるといふやうなことが考へられるわけでありまして、この点につきまして、さつまいもあるいはばれいしよが自由作付となりまして、今後におきまして麦あるいは米等においても、その点からする供出の増額といふことは考へられない、さういふことは考へられない、さういふ場合においては、さつまいも、さういふ場合においては、米あるいは麦等においては、今までのよりも事前割当量をふやすといふやうな考へでありましてさういふか、これを承つておきたいのであります。

○森國務大臣 いもが廢止になりまして麦がふえるとは思ひません。いものかわりにあるいは陸稻をやるかもしませんが、いものかわりに麦をやるということはできないことを存じております。

○石井委員 それでは大体このさつまつまの對象耕地、あるいはばれいしよの對象耕地におきましては、ある点の數量は、それからのさつまつま、ばれいしよを買上げ、その他の点につきましては、いろいろと農林當局としまして、あるいは他の作物への轉換その他の措置を講じまして、大體農民の今後の時局に相應するところの作物に切りかえてやるように指導して、食糧の面、供出の面等において過重負担をかけるというようなことは、かように農民に御断言できるかどうか承つておきたいのであります。

○森國務大臣 戦争のおかげとも思いますが、いもの作付がふえたことでもあります。どうかしてこのふえたさつまつまい栽培を減らしたくないというふうに考えておるのであります。しかし地方的におきましてはさらに有利な作物もあらうと考えますので、転作に對しましては相當こちらを指導をいたして、有利な転作をはかつて行きたいと思ひます。しかしいもの類はこれだけ普及したものをにわか減らすということは、農業経営の上から申しましても重大な關係がありますから、政府におきましては、いものを食糧とともに工業原料としての活路をさらに一層強化して、農業経営に資したい、かような構想をもつて今計画を進めておるような次第であります。

○山村委員 開進いたしましたので、大蔵大臣も見えられておりますので、一点だけ最も重要な問題で伺いたたいのであります。それは農村に對する課税の問題であります。今までのこの委員會におきまして、たび／＼この問題は論ぜられたのでありますが、たま／＼

食糧法が今まさに通過せんとしておりまして、これによりまして超過供出は法制化される等の段階に立ち至つております。われ／＼はこれに對しまして源泉課税の要望その他をいたしたのであります。これは望みなきやにも伺つたのであります。今度の補正予算案並びに明年度の予算案によつて、大蔵當局といたしましては農村の課税に對しましてはどれだけ減税されんとするところの用意があるかということ、具体的に數字を上げて説明されんことを希望いたします。

○池田國務大臣 シャップ勧告案には、農業あるいは中小商業、いわゆる事業所得に對しまして、昭和二十四年度から減税の勧告があつたのであります。ある機会に申し述べましたように、減税は来年の一月からスタートしようということに決心いたしましたので、今回の補正予算では、農村に對しましての税の軽減は提案いたしております。が、来年度におきましては、農村に對しまして相當の軽減をいたしたいと考えております。

まずシャップ勧告案によりまして私の見通しを申し上げますと、シャップ勧告案におきましては、基礎控除は二万四千円、扶養控除は所得で一万二千円でありまして、控除と税率とにつきまして相當の補正をいたしております。これによつて計算してみますと、農家の平均所得は十萬円程度といたしまして、扶養家族が四人ということに基づいて、基礎にいたしますと、ただいまの税法では一萬六千五百円の負担でありまして、シャップ勧告案によりまして、これが五千六百円で、三分の一程度に相なるのであります。もつと重要なこと

は、今まで農業に従事しておられる方につきましては——成年の男子、女子がその農業所得の所得を得ることに參加いたしておるのであります。しかしその控除を認めておりません。しかしシャップ勧告におきましては、成年男子であつても控除をすることにいたしておりますので、この控除が相當響いて来て、今の一萬六千五百円が五千六百円になる以上に負担の軽減になると思ひのであります。一人専従者の控除を認めますと、シャップ勧告によつて一萬二千円の基礎控除をいたします關係上、それが二千四百円ということになるから、五千六百円から二千四百円を引いた三千二百円の所得税の負担となります。従ひましてこうやつて計算してみますと、昭和二十四年につきましては、当初農業者に對する課税は五百億円で、正確に申しますと四百九十七億円の所得税を見込んでおつたのであります。が、今回の補正予算でこれを減額いたしまして四百九十九億円の程度、すなわち八十億円の減を見ておるのであります。

それから来年度どうなるかと申し上げますと、私の見通しでは、当初予算の四百九十七億円の二百億円の減となり、三百億円の所得税の減になると想像いたしておるのであります。ある人は国税については相當の減税になるけれども、地租、家屋税、あるいは住民税について相當の増税になると言ひますが、これはシャップ勧告が言つておる通り、相當の増税になりましよう。しかしこれを検討してみますと、農業の所得税がそんなに減つて来ることになると、住民税の増加も、他の大營業者等に行きますので、農民の方にはそう

大した増税にならぬ。また地租、家屋税が増税になりまして、固定資産を地租、家屋税並に課税することは、相當の増税になるものであります。が、農家はこの影響はあまりないということになります。地租、家屋税、住民税を合せまして、本年度におきましては七十億円の増税に相なるのであります。純増は——私の見込んでおるところでは、本年度の地租、家屋税、住民税の七十億円の増税だ。所得税は三百億円の減税になる。しかもまた地方税の農家の負担しております事業税というものは、今年の予算では四十七億円を見込んでおります。そういたしますと、大體地方税を通じまして四十億円の増税になる。片一方では所得税の三百億円の減税、そうして地方税は四十億円の増税の増税になります。先ほどの話にお答えいたしましたように、今年五百数十億円の農家の負担が来年は三百六十億円の程度になるのではないかと、こういう見通しを持つておるのであります。従ひまして私は、シャップ勧告案通りに行きますと、農家に對しては相當の減税になるということができるのであります。なお取引高税あるいは物品税等の減税をやります。またタバコの引下げを来年度からやる計画になつておりますので、全体といたしましては、私は農家の方が各階級を通じて一番減税になるのではないかと想像しておるのであります。

○井上(良)委員 先に農林大臣にお願いいたします。先ほど私が質問しました、大いもの供出後の自由取引について、大臣は法的根拠は食糧管理法施行令でやると言われる。ところが食糧管理法施行令のどこに一体そういうことが書いてあるのですか。それをほつきりしてもらひたい。

○森國務大臣 施行令の二十條でやれると思ひます。

○井上(良)委員 食糧管理法施行令第二十條は、昭和二十二年法律第二百四十七号(食糧管理法の一部を改正する法律)附則第六條第一項の規定により存続する地方食糧管理団については、従前の第十九條第二項、第二十條及び第二十一條の規定は、この政令施行後、なおその効力を有する。と書いてあるだけで、何もあなたの政府で、かつていもの自由を売つていいたという規定はないではありませんか。

○安田説明員 かわつて答弁いたします。いもの供出後の自由販売につきましては食糧管理法の本法では供出割当を受けましたものについて、政府の売渡義務を第三條の規定に基いて規定をいたしておるだけでありまして供出完了後にこれを販売しようとした場合は、食糧管理法の第九條の規定に基いて農林省令が出ておるに、供出完了後でも政府だけである。無償譲渡をする場合には供出完了後でなければならぬという規定が、同じ法律第九條に基いて農林省令第二十二條において規定をいたしてありますので、その同規定を農林省令の改正で行いますれば、供出後の自由販売はできることになつておるのであります。

○井上(良)委員 私が今読んで聞かせたのですが、それにはこれが書いてな

いのですが、どこをあなたはさしておるのですか。第二十條をもう一ぺんよんでみなさい。

○安田説明員 農林省令でありまする食糧管理法施行規則で、第二十一條は「食糧管理法第三條第一項、令第七條又は令第九條の規定により売り渡すべき場合を除いて、米麦等の生産者は、その生産した米麦等を政府以外の者に売り渡してはならない。」第三項は「前二項の規定は、農林大臣の指定する場合、又は特別の事情により都道府県知事の許可を受けた場合には適用しない。」次に第二十二條といたしまして「米麦等の生産者又はでん粉の製造をする者は、措置法―これは食糧法であります―が、措置法第七條第一項、同法第八條第五項において準用する同法第六條第二項又は第十八條の規定により定められ、又は改定された数量に相当する米麦等又はでん粉を食糧管理法第三條第一項又は令第四條の規定に基づき売り渡した後でなければ、その生産した米麦等又は製造したでん粉を譲り渡してはならない。但し、農林大臣の指定する場合又は特別の事情により都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。」この二つの條文の「米麦等」と申しますのは、かんしよ、ばれいしよを含んだものを申しします。

○石井委員 たいだいま農林大臣は、日本におけるところの食糧については、将来価格補償という点も考慮しなければならぬ、かように申されて、農林政策の大綱を説明されたのであります。現在におきましては、海外の食糧が日本の食糧よりも割高になつております。その点もありますが、将来、シ

ヤウブ勸告案を見ますと、低米価による低賃金によつて輸出をしなければならぬというふうになりやうブ勸告案の構想はできておるに思ふ。特に附加価値等の問題が論ぜられて、どうしてもそういうふうになる。そうしますと、それらの勸告等からなされるのは、大目自由競争下に日本の農業も立たされて、低米価に押しつけられる、こういうふうになりやうブ勸告案の、将来において日本の米が海外の食糧から重圧を受けるやうなときにおいては、農産物に対して価格の補償制というやうな農村個々の政策等も十分に考慮して政策を進めて行く、さうな点について、予算等も考慮されて行くかどうかという点の大蔵大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○池田國務大臣 私といたしましては、農業政策は最も重要な国策でありますので、お話のように将来米価が國際米価と比べて、いろいろなむずかしい点が生じて来た場合には、買上げをするとか、あるいは補助金を出す。あらゆる方策を講じてやつて行きたいと考えております。

○石井委員 大蔵大臣にもう一点。そうすると農民に対してはいろいろ「税務」においても手厚いお考えをお持ちのやうで、非常に農民としては喜ぶと思ふのであります。そこで実際の税の取立てになりますと、農家で鶏五羽飼つても十羽飼つても、卵の収益があるというので、じきに税をかける。豚を飼うというのとただちに税をかける。税金の至らざるなきまでによくこまかに取立てをする。ところが農村の人といへども、たとえば卵を食べる、あるいは豚等を一農家において一頭くらい飼うと

いうことは、日本国民の食の内容向上のためにも、非常にこれは必要なことだ。それを、豚を飼えば豚で幾らになる、鶏を五羽飼えばどうだというふうになり、くまなく税金を取立てるやうになりますと、農村の有畜化、あるいは日本に優良蛋白質資源を供給するやうなやうな点をおのずから杜絶するやうになるのであります。こういうやうな点につきまして、農村の有畜化によつて土地を肥やし、農民の食生活を改善させ、あわせて都市の食生活を改善せよというやうな点から、一農家について豚の一頭や、あるいは十羽や十四、五羽の鶏くらいは、課税対象としないというやうな含みは、日本の文化農村の建設の上に必要ではないかと思われるのであります。これらについて大蔵大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○池田國務大臣 蛋白質資源の供給の問題と、所得税の課税配分の問題とは、別個に取扱うべき問題だと考えております。ただいまの税法では、所得のあるところには所得税を課する、こういうことに相なつておりますので、税法上は、豚を持つておられて、それが子を生んで、その子豚を三千円で売つた五千円で売つたというときには、課税せざるを得ません。

では将来の問題としてどうかということになりますと、なか／＼やつかいな問題として検討を要することと思ふのであります。たとえば来年から医療費等も一定限度で引こうというやうなことも考えております。例をほかにとつて見ますと、公務員なんか超過勤務手当で、月に一時間、二時間残つたからというて百円、二百円もらつた

というやうな場合に、これも課税しなくてもいいじやないかというやうな議論も出て来ると思ふのであります。ただいまの税法では、所得のあるところには課税する建前になつております。

○井上(夏)委員 大蔵大臣にちよつと関連して伺うのですが、本年度の輸入食糧並びに明年度の輸入食糧に對して、相当商業的な勘定が入るやうでございませう。その商業勘定から食糧輸入に充てる金額はおよそどのくらい見積られておりますか。つまりガリオア資金の運用でございませうが、どうでございませうか。商業資金から外国食糧を輸入する金額は一体どのくらい見込まれておりますか。

○池田國務大臣 食糧管理特別会計へ一般会計から繰入れました百七十億円のうち、相当部分がそれに當るのであります。

○井上(夏)委員 輸入補給金が食糧関係で大体四百億ほど出ておるやうに考えますが、これらの補給金はいづごろ撤廃する見込みでございませうか。

○池田國務大臣 来年度におきましては四百数十億円を見込んでおります。しこうしてこの中には、小麦協定に入つた場合におきましては、これが六十億程度減る見込みでおります。しこうして補給金の計算の根拠は外国の主食のCIF価格と国内の供出価格の差になつておりますから、外国の穀類価格の変動と、国内の主食の供出価格の変動によりまして、かわつて来るわけであるのであります。

○小平(忠)委員 大蔵大臣に超過供出に対する課税問題について伺ひしたいと思ふのですが、米価についてはまことに再生産を償えないところの低

米価にきめられておる。日本の食糧事情からしてこの超過供出制度というものを認めておらなから、これに對して課税をするということは不当であると私は思ふ。これに對して大蔵大臣は、今後その超過供出に對する課税というものはどう考へておるか、これが第一点であります。

次は農業事業税の問題でございませうが、現在の課税の実態は、農業であるという関係において、わずかに二畝、三畝つくつておるところの蔬菜について税をかける。しかるに農業でなき場合においては、それが一反歩、二反歩つくつておられても課税されない。これは非常に農民に對する不当なる課税であると考えられますが、この二点について大蔵大臣の御答弁をお願いいたします。

○池田國務大臣 所得のあるところには所得税を課税するということは当然でございませう。私は国会できめられました所得税法に従つてやつておるのであります。超過供出でありましても所得であります。(その通り)と呼ぶ者あり)

○石井委員 最後に一点伺ひたいします。農地改革のことですありますが、農地改革というものは、大体農地委員会であるところの買収売渡、これを委員会が決定するのは非常に簡単であります。が、さてそれを買上げの登記をし、売渡しの登記をするというところになりますと、非常に日本の登記法上困難が生ずるのであります。さうでありますから、委員会において農地の方は百八十万町歩買つたということになります。登記になるとまだ売渡しの登記は六分きりである。買収登記の

方は二四%、ほとんど登記は糸口につただけにすぎないというふうな形になつております。しかるにもはや農地改革は終れり、農地の買収、売渡は済んだ、こういうふうな考へて、予算等におきましても、農業調整委員会や農地委員会等は一緒にして、農業委員会としてしまふ。こういうふうな考へていふと述べられておるのであります。農地の改革に対する今後におけるところの予算措置という点につきまして、十分に登記事務その他の点が進められるような予算措置が講ぜられるのであるかどうか、まだその点についてはほとんど登記が緒についただけで、十分に今後その促進方について、政府当局としては予算その他の考へを拂われるかどうか。その点を承りたいと思つてあります。

○池田田務大臣 農地委員会は従来二人の書記を置いてやつております。大田農地の方は買収、売拂いの仕事も九五%程度進んでおると考へております。牧野の方は予定以上に進んでおります。従ひまして今残つておる仕事はその残務整理の仕事が大部分でありますので、来年度におきましてはこの委員会を縮小いたしまして、大体たたいまのところでは、一委員会一人程度を見込んでおるのであります。しこうして売拂い、買収の登記事務につきましては、元々予算上認めておつたのであります。予算上その後計画の中に入つたのであります。お話の通りに非常なその事務が遅れておりますので、今回の補正予算に特に一億四千万を支出いたしまして、その登記事務の完了に進むようにいたしておるのであります。

○小笠原委員長 ちよつと速記をとめて、ここで理事會をやりますから……〔速記中止〕

○小笠原委員長 それでは速記を始めてください。この際お諮りいたします。時間の関係もありまして、御質疑は一人の時間を十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者あり

○小笠原委員長 御異議があるようでありますから、採決いたします。ただいまの時間制限に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小笠原委員長 起立多数。よつて質疑の時間を一人十五分以内と決しまして、質疑を継続いたします。但し石井君は一点。

○石井委員 農林大臣のいふ／＼な農業政策につきましては、第五国会においては十分なる構想をもつて臨むと言われまして、そうして今後の食糧事情等に照しまして、大蔵大臣も価格補償というよりな点も十分に検討を加えた農業政策を考慮に入れた、い／＼なような点を申されました。い／＼な点が明瞭になり、またばれいしよ、か／＼の作付反別については、これを統制しないといつても、米麦をふやすようなこともない。大蔵大臣も大体来年度の農業課税は三割減税は責任を持つ、い／＼な点を申されたのであります。今までの吉田内閣の農業政策を見ますと、常にその掲げるところはもつともその点を掲げまして、実行に至りますと龍頭蛇尾になるといふのが一番の欠陥だ、つまり羊頭狗肉の感が強かつたのであります。今度はひとつ

大きな責任を持つて十分に農民の期待に沿うような農業政策を断行していただきたいと思つてあります。

最後に一点、例の農地改革につきましては、もはやこれが終つた、登記といふものは残務整理であるといふことを申されておりますが、登記ということと實際は一番大きな問題になるのであります。農業相続の關係が均分相続等になりますと、い／＼土地をめぐつて登記關係が複雑になるのであります。この農地の買上げと売渡しの登記を急いで軌道に乗せておきまさんと、今後農村不動産課税といふような問題がほとんど困難になる、土地の帰属關係といふような問題も非常に複雑になるといふことは明らかである。しかるに一億円の予算を組んだ、それは残務整理にすぎない、今までに登記ができるのがあたりまえだといふようなことを大蔵大臣は言われますが、全然登記問題に対してはしるうとであるから、さういふことを申される。農林大臣は農地改革につきまして、今回の一億円の予算増額によつて登記等が完全に終り、もはや農地改革は終息段階に達しておつたといふようにお考へである。またこの登記を迅速にするためには相當の計画を立てて、相當の予算を組まなければならぬとお考へになつておるかどうか。最後に確かめまして私の質問を終りたいと思つてあります。

○森田田務大臣 予算は一億増加したと申しますが、既墾地につきましては三億八千八百万円、未墾地については六億六千万円組んでおりますので、登記事務の進捗については至急にこれらの解決をいたしたい、かように努力いたしておるわけであります。

○小笠原委員長 村瀬君。

○村瀬委員 私は農林委員会における速記録を全部、特にこの食糧確保臨時措置法に關する分は読んでみたのでありますが、はつきりした大臣の御意見がわからないので、要約をいたして質問をいたしたいと思つてあります。農林大臣は、海外から食糧を輸入しておる間は、農民にむむる政策を強いるのもやむを得ないといふような感じを持つておられるかのごとく想像されるのであります。一方日本は農民の犠牲において海外への発展その他長い歴史を持つて参つたのであります。新憲法がしかれて生れかゝつた今日において、なおかつ國家の再建を農民の犠牲の上に打建てようといふお考へであるかどうか、さうでなければさうでないといふ理由をお示し願ひたいのであります。ことに食糧を確保する上におきましても、その方策として農民の協力によらんとするのであるか、増産意欲を高揚して食糧を確保せんとするのであるか、農民に供出觀念を起させて、生産に従事せしめんとするのであるか。この改正案の底を流れておる思想を考へてみますと、私は農林大臣の御心境に非常な疑念を持つのであります。この際明確に御答弁を願ひたい。

○森田田務大臣 決して脅迫というような考へ方は持つておりません。日本の再建のためには、あらゆる階級が犠牲を拂つて、一日も早く再建日本を育て上げなければならぬと思つてあります。今日本が食糧をアメリカからもらつておるといふ事情を考へるならば、われ／＼

農村といたしまして、できるだけの食糧を増産いたして、これを政府が確保するといふことは、これは當然の責任と考へておるわけであります。

○村瀬委員 かつて農林大臣は、ガリオアで食糧が入つておるのだから、パリティーによつて価格をきめるのもやむを得ないといふことを予算委員會でお述べになりました。パリティーが農民を非常に残酷な目に合せておることとは、既定の事実であります。ガリオア物資が入つておるとパリティーできめるのと、どういふ関連があるかといふことを伺ひました。一向はつきりした御答弁がありません。ただ農林大臣のお考へとして、早く國際価格に米価を持つて行くべきだといふことは、たび／＼言われておるのであります。はたしてさうであるといふたすなら、一応國際價格に米価を上げて、さうして／＼日本の再建のために、あるいは輸出のために、米価を下げねばならぬのならば、米価は五十円にでも六十円にでも売するようにして、その差額は農民をも含めた國民全体が、補給金なり何なりの方法で持つて行く。これならば農民にむむるは行かないのであります。さうして／＼のお考へを持つておるかどうか。あなたはいつとも國際價格に早くさや寄せすべきであるといふ原則は、言われておるのであります。さうしますならば、早く米価を國際價格のところまでさや寄せをして、さうして／＼でも政策上安くしなければならぬといふのならば、その差額は農民だけに負担させないで、農民をも含めた國民が負担するといふことをとるのか、公平の原則ではないかと思つてあります。いかうにお考へになりますか。

○森國務大臣 パリティー指数による
ことが、今日の段階として妥当である
と申しましたのは、農民が生活する上
において購入するいろいろな物資と、
農業生産との価格の均衡を保たしむる
というところに、このパリティー指数を
用いることが最も妥当であると考え
るのであります。将来は外国の農産物と
価格を一致させ、現在御承知の通り、
外国食糧は非常に高いのでありますか
ら、これと一致させますことによりま
しては、資金その他物価の高騰を来す
という関係がありますので、生産者の
立場として、自分らの購入するいろ
いろの物資と、農産物との価格の均衡
を保たすという意味から、このパリテ
ー指数が妥当だと考えております。

○村瀬委員 私は農林大臣にこの間
も、同じパリティーでありながら、農林
省のあなたの部下のつくられたのは四
千五百六十四円八十三銭であつた。それ
にはキヤラメルも入つておれば、酒も、
りんごも、みかんも入つておつた。そ
うすると、パリティーの指数が上る。と
ころがそれを破棄して、そうして安本
のつくつた四千二百六十三円に近い四
千二百五十円というものを採用した。
百姓はキヤラメルも食べないでよろし
い。酒も飲まないでよろしいというよ
うな、さような冷酷なパリティーは不
都合であると言つたら、あなたも多少
それはお認めになつておつたようであ
る。そういうむりなパリティーを――
あなたの方にはちやんと四千五百十六
円というパリティーをつくつておきな
がら、その方を使わないで、安い方の
パリティーを使う。そこに農民がいっ
までたつても浮び上れぬ原因があるの
であります。次を急ぎますから先を

急ぎますが、食糧に関する特別会計が
できまして二、三十年になります。そ
の間にきまして、昭和七、八年、あの
非常な農村不況の時代には、この特別
会計は生産者擁護の立場に立ちまし
た。しかしそれ以外の長い期間は、常に
消費者の立場に立つてこの特別会計は
活用をして参つたのであります。けれど
も、この波はもうこちらで方針がかわ
りまして、農民の立場に立つた機能を
發揮せなければならぬ時代が来ると思
う。私は今日の食糧事情の要から考
えますならば、むしろ本法案のごとき
ものを、農民の代表が反対するより
も、喜んでこれに賛成して、もつと多
く買ってください。もつとたくさん買
うてくださいというような、そういう
法案ができなければならぬ時期が来て
おると思うのであります。なぜ反対
せんければならぬかということは、い
わゆる冷酷な掠奪価格をあなたがたが
めになるからであります。そこでもう
こゝらでこの特別会計なるものは、農
民擁護の立場に転換する時期が来てお
ると思つて、農林大臣はどのよう
にお考えになりますか。

○森國務大臣 食糧事情の好転してお
る今日の段階におきまして、将来世界
の食糧事情の増産等を考えますと、
と、あるいは今お話のように、あくま
で国家が農業保護、農産物の価格を保
護する意味において、政策を転換する
ような時期が来るのではないかと、こ
ういうお考えであります。これは見
解の相違でありまして、この臨時措置
法といつたしましては、まず当分のま
まにおいて持続すべき日本の食糧事情
である、かように考えておるわけであ
ります。

○村瀬委員 一体今までの農民は、た
しかに森さん、そのほか日本の政府に
協力して参つておるのであります。現
に法制化されておらない超過供出にお
きまして、ほとんどその責任は果し
て参つております。今日農民もひしひ
しとして世界の食糧事情はわかつて来
ておるのでありますから、たといこれ
を法律で縛つて強迫して出さそうと
しなくても、農民はできる限りは協力
をいたすのであります。過去において
もいたして来ておつたのであります。
この事実を無視して、もし幻におびえ
て農林大臣が不安をお感じになるとす
るならば、道理にもとる掠奪価格をき
めて、たとえば去年までマル公の三倍
であつた超過供出代金を、理由もなし
に二倍に引上げてみたら、とうてい米
の再生産を償ふことのできないのはわ
かつておる。四千二百五十円というよ
うな不合理な低米価をきめて、農家経
済を崩壊のふちに陥れんとするような
政策をおとりになるために、やがて農
民は全面的に離反するであろうことを
予想して、かかる不合理な改正を思い
ついたものとしたか私には思えない
のであります。ちやうど徳川時代の悪
代官が、平素の自分の苛徴誅求に苦し
む悲惨な農民の姿におびえて、やがて
百姓一揆に襲われはしないかという強
迫観念にとらわれて、思慮分別を忘れ
て、狂気じみた乱暴なおきてを次々に
つくつて行く姿が、この食糧法の改正
になつて現れたと思ふのであります。
が、一体超過供出に今まで農民は協力
して来たと思ひになりますか、どう
でありますか。

○森國務大臣 超過供出に對しまして
は、自主的な供出で協力をしてもらつ
たのであります。しかしながら全面
的にすべてが協力というこゝでなし
に、いろいろの段階をふんで参つたこ
とも考えられるのであります。

○村瀬委員 ます／＼超過供出にあま
り協力しないというやうな御答弁を伺
いますと、私はもう一度掘り下げて、森
農林大臣の農民観というものを伺わ
ずにはおれない。一体労働基準法の制定
がされなければ、農民だけはた
だ勤勞を生産の使命として、朝から晩
まで腰のかむまで働き続けておるの
であります。文化にも恵まれず、何ら
の娛樂もなく、生涯を重労働に服する
のであります。この苦難多き朝夕に
かえるものは、ただ一つ、天上天下唯
我獨尊、何ものにも束縛されずに、の
びのびとした生活ができるというの
が、農民のただ一つの頼みの綱なので
あります。その根本的な――これはお
そらく民主自由党の自由思想にも反対
はないと思ふのであります。この思
想と逆行して、国民は自由に／＼とこ
う言つておきながら、農民だけもう一
つ一つとがんだじめに縛りつけよう
とするこの法案は、一体それで農民の
協力が今後得られるとお考えになるで
ありませんか。特にかような方策と
民主自由党現内閣の方針とにその一致
点があるならば、その点を伺いたいの
であります。

○森國務大臣 村瀬君の御意見は御意
見として承つておきます。政府とい
つたしましては、今日の段階として、この
法律案の御審議を必要と考えて、御審
議を願つておるわけでありまして、
○小笠原委員長 村瀬君あと二分で
す。

○村瀬委員 先ほど農林大臣の最初の
御答弁の中に、これを出したからと言
つて、すぐに強権発動に持つて行くよ
うなことはないであらう、一応消火器
をすておくというやうな意味でつく
つておるのであるという御答弁があ
りました。私はこれは聞くに落ちず語
に落ちたものであると思ひます。今や
この法案に對しては、實際にこれを及
ぼすということは、農林大臣もあまり
その必要をお考えになつておらない。
これはただある方面に對する面子を立
てようとするお考えから出たもので
はないかという感じがいたします。も
しろ私はこの改正案が、昨年十二月
二十四日のスキヤップ・インに基いて
立案されたものもある。極東委員会の
農民十六原則をも忘れておるものでは
ありません。しかしながら、かような
全国農民を非常な思想的な混乱に陥
れ、反逆をも予想されるやうな残酷な
法案を、何がゆゑにおつくりになる
か、その心境がまだわれ／＼ははつき
りといたさないのであります。この
ために食糧の増産意欲が停滞する
とお考えにならないかどうか。これに
對して、その停滞を防ぐ具体的な方策
をどの程度までお持ちになつておられ
るかを伺いたいののであります。

○森國務大臣 この法案のせひとも
御審議を願わなければならぬことにつ
きましては、たび／＼この委員会にお
いて申し上げておきますので、すでに
諸君も御承知のことと存じますから、
繰返しません。

○小笠原委員長 横田君。
「違ふ／＼」理事会の約束を守
れ」と呼び、その他発言する者多
し。

○小笠原委員長 先刻の委員会の決定

は質疑者一人について十五分というところになつております。従つて質疑者お互いに時間を融通することは、そのような委員会の申合せがない以上は、認められません。従つて村瀬君の時間はこれで終りました。必要があれば、小林君御自身が自分の持ち時間で御質疑あらんことを願います。横田君。

○横田委員 棄権しません。
○小笠原委員 それでは質疑にお立ちなさい。もう十三分であります。
○村瀬委員 農林大臣は繰返さないと御答弁になりましたが、バリデイ計算が物価の……

○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し
○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し

○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し
○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し

○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し
○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し

○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し
○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し

○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し
○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し

ところが、あなたの方が御異議があるので、多数で決定いたしましたので、これはやむを得ません。

○小林(連)委員 そういふのは委員長は独断であつて、それはわれ／＼はまはつきりしていない。もしそういふことをやるなら、もう一ぺん理事会を開くべきだ。これは採決になつていない。委員長が今かつてにそういうことを言つただけなんだ。

「理事会を開くべきだ」と呼び、その他発言する者多し
○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し

○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し
○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し

○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し
○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し

○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し
○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し

○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し
○小笠原委員 横田君。横田君。
「委員長不信任だ」と呼び、その他発言する者多し

消しになるのです。これはどの点がお取消しになつたか。全文か、全文じやないかというのを聞きたいのであります。御希望ならここに全文筆記したものがあつたから、読み上げてよろしゅうございしますが、明細に伺いたいのであります。

○森国務大臣 全文を取消しました。
○横田委員 われ／＼は大臣を何回待つておつたかわからない。それでたまたまお出ましになつたのであります。そこで精魂を傾けて社会党の井上氏も質問したのであります。私も質問したのであります。これで二回目です。その質問に対してあなたが全文お取消しになつた。そのうちにこういうことがあるのです。これはおそろしくお取消しになつていないだらうと思ひます。たしか大臣の今言われたのもやがてお取消しされると思ひます。それはなぜかと申しますと、井上氏の発言に対して取消されたのであつて、私が質問したことに対しては取消しになつておらぬだらう。たとえて申しますと、農村におきましては、百円札を農民にたくさん持たした。百円札を農民にたくさん発行された。日本の通貨がたぐさん発行されておるから、日本の通貨高より見て農民が非常に貧乏しておる。百円札を持たすというおもちやをやしながら、かえつて貧乏させておるやうなひどいことがあるかと言つたときに、大臣の答はたぐさん収入があつた。農村にははたぐさん収入があつた。思ふねとこの収入が入つて、もつと極端に申しましたならば、今日の農村では非常に農民が金を使うことを覚えたということを言われたのであります。そうして農村が貧乏になつて来たから、どうして再建するかというのに対してしまして

は、長期の融資をいたすと言われたのであります。おそろしくこれは国内の問題でありまして、外国の勢力がからんでおらぬから、これまではお取消しになつておらぬはずである。これまででお取消しになつておるのなら、これは非常に腰が抜けておる。これもお取消しになつたかというのを伺いたいののであります。

○森国務大臣 速記録を見ておらぬからわからないのでありますけれども、農村が一時インフレ景気によりまして、金が非常にたくさんつた。ところがそのインフレの景気も失せて、今農村は非常に金詰まりになつておる。その金詰まりに対してわれ／＼は金融の道を考えなければならぬ。それは担保力のない農村に対しては、中央金庫あるいはその他の方法によつて長期の安い金をまわすというのを考えなければならぬ。こういう氣持でお答えしたのであります。

○横田委員 そうすると、農民が金を使うというのを覚えたということに對しまして、私は疑問を持つたのであります。同じあなたの属しておる政府が、汽車を出すのに、ほろ酔い汽車を出しておる。行方不明の汽車を出しておる。農村では馬をつぶして馬を走らせておる。遊ぶことをやらしておつて、遊ぶことが上手になつて金を使うことが多くなつたことが農民の貧乏になつた原因であるというのとは言えないと思ふ。農林大臣が、今の吉田さんが首班となつておるのやう方に対してしましては、日本の農村事情から非常に不満を持つておられるというのを聞きまして、米価が決定されたときには、新聞

の伝えるところによれば、増田さんや大蔵大臣はこれに十分満足なさつたらしいが、あなた自身はこれに満足されておらぬから、おれは署名してないというところが新聞に報ぜられておるものであります。閣議は非常に極端あるものと思つておるのかかわらず、米の値段をきめる場合に、はつきりと承認しなければならぬ当の親分であるあなたが、米の値段がきまつたのを知らないという。そんなことをするから、農村の農民は、大臣の知らない米価であるから、これを守りやしない。だから農村には二つも三つも値段がある。そこで聞きたいのは、森農相はこういう今の政府のもとにおいて非常に押しひしがれた形において、非常に不満を持つておられるのであるか。そうでなかつたらこれに満足しておられるのか。それを承りたい。

○森国務大臣 お答えの限りではないと思ひますが、米価の問題ではないのであります。それは超過供出の二倍、三倍という問題であります。

○横田委員 大体供出というものはつきり伺いたいのですが私も生産農民として、政府に米を募集された覚えがあります。そこで伺いたいのですが、大体供出というものを供え米のやうに考えられておられるのか。神様や仏様に供えるやうなお布施米や、あらい米のやうに考えておられるのか。それともこれは売り買ひの米か。それを伺いたい。政府はそれを買い入れるのか、むしりとするのか、供えさすのか、それを聞きたい。

○森国務大臣 お答する限りではあります。

○横田委員 これはどういふわけでお

○森国務大臣 お答する限りではあります。

えられないのだ。その点を伺いたい。

政府が十分認識しておりますところの各農業協同組合の出してある米価というものは、優に五千五百円程度であります。五千五百円より安い米価を要求しておるところはどこにもない。政府はこれに対して五千五百円を出さずに、四千四百円程度の米価で買うておられる。四千二百円程度で買うておられる。こういうことであるならば、石にして一千円づつの畧奪である。そこで聞きたい。日本の農民は、五千五百円を一番おとなしい農民でもくれたいのであるが、あなたが言われるように、それがドッジ・ラインで出せずに、四千二百円であるというならば、四千二百円の米をつくれるような農業に対する改革案を持つておられるのか。これを承りたいのであります。

○森國務大臣 五千円といひ、六千円といひ、四千円といひ、それは計算のいかんによるのでありまして、どれが正鵠であるかということは、おのれの立場によつて違ふのであります。

○横田委員 あなたが米をつくるのにやなくして、米をつくるのはこつちである。だからその米を買い取ら、むしりとする気が聞いているのだ。それに対する答弁をお願いいたします。

○森國務大臣 政府は適当と考えた価格において供出をせよというのであります。

○横田委員 適当な基準は一体どこにあるのですか。第一世界の農業事情から申しまして、今までは供出反対が日本の農村におけるスローガンであつたかもしれないが、やがて世界にありあまるのであらうところの食糧によつて、日本にたくさん入つて来る。現に政府の答弁によりまして、ここに出来ておられますように、シヤムの米は一石が九千六百七十一円であり、アメリカから入つておられますところの米は一石が一万七千二百円であり、日本の米は一等が四千四百五十円。どうして外国の米は高く買ひ、日本の米を安く買ひのか。こんな根拠はどこから出て来るのか。外国に高く拂う金を、日本の農村に入れていただいて、日本の農村を改革する意思があるかどうか。それを聞きたい。

○森國務大臣 外国の米が日本の金をもつてすればそういう価格になるのであります。それは日本では大方はガリオア資金から援助を受けておるのであります。

○横田委員 しかし援助を受けておつても、あなたはこれをもらつておるのだと言われまふけれども、マツカーサー元帥はやつておるのではないといふことを言つておる。アメリカの納税者には決して迷惑かけない、一文といえども損させない。やがて借金として拂わなければならぬ。拂わなかつた場合に、これが一体どんな形にかわるかといふことを考えていただきたい。そういたしましたなら、日本の農村において、米をなるべく多くつくつて、外国の米を少く買ひ、日本に今後の食糧問題の中心になると思ふのであります。だから私は、安い値段で引合ふようになるような農村の改革の構想を承りたいのであります。

○森國務大臣 ガリオア資金は御承知の援助費ですから、その援助費によつて、アメリカの国民の負担によつて日本が食糧を輸入してもらつておるわけ

であります。

○横田委員 降伏四週年のマツカーサー元帥の声明をいたしまして、国内資源を最高度に利用し、かつ有力な平和事業に日本の人力を効果的に使うことによつて日本の経済が安定し、アメリカの援助に依存することをやめる目的の到来が早められることにならう、といふことを言われている。とれるように書いておるのであります。重ねてマツカーサー元帥が、アメリカの議院に、対して書簡を送つて、その中で援助資金は慈善事業でない、アメリカの納税者には一文の損もかけないという意味のことを言つておられる。それからまたこういうことを言つておられます。簡単に申します。アメリカから食糧が来ておる。個人でもそうだが、国もそうである。外国から食糧をもらつておる人、個人でも他人から養ひ扶持をもらつておる人は、大きなことは言えない。またやつておる人は、同時にこれに對して勧告するところの権限があるのだといふのであります。この考え方の中において、初めて日本に對する勧告が重なるのであります。だから私たちは、日本において、民自党の方でもこれをきられれると思ふ。たとえば本法案の通過をきられれると思ふ。こういうようなことも勧告のためにやらんとするものであるならば、なうることなら日本の米を、現在の段階においては農民が好むような形において、引合ふ米価で買ひ上げてもらふ。それさえもできずに四千二百円にうちひしがれたのであるならば、四千二百円で米がつくれるような農業経営の形にかえていただく。そうしない限りにおいては、供出といふようなものは實際考えて見る

と、まるで与えるものもなしに、つくつた者に対しては、食米さえも制限いたしまして、金も政府がかつてにきめて、これはまるで徴役労働のようなものでございませう。それから食う米さえもとつてしまふ。とつてしまつた人に対しては、とつたときの値段と売るとききの値段が違つておるのであります。これでまた押売りするのであります。こういうような国営の徴役労働にひとしい強制労働のもとにおきますところの農民に對しましては、農業経営であらうと、あるいはまた米作のいろいろの研究であらうと、あらゆるものを政府の費用のうちから出すべきであらうと思ふ。だから今後においては、政府はこの点に對しましては、うんと金を出しになるように御奮闘なさつてもうか、これがいれられなかつたら、野党の不信案に對して、みづからおやめになりますか、この点を聞きたい。

○小笠原委員長 横田君時間がいつばいです。答弁だけ。

○森國務大臣 お答えいたします。先ほど申しましたように、米価をきめますについては、その生産しておるところの農業者が、購入物資等の価格の均衡のとれるように今価格をきめておるわけでありませう。その米価によつて農業経営の引合ふような農業政策を進めて行つて行くといふことを、農業政策として行わねばならぬと思ひます。

○小平(忠)委員 時間を極端に制限されましたので、与えられた十五分間に重要な点を率直に農林大臣に承りたいと思ひます。

第一点は、常に問題になつております米価の問題、農産物価格の問題は、供出問題の根本的結果を左右するものであると考へる。しかるに政府は今年特に農民や消費者の要望によつて米価審議会なるものをつくりました。この米価審議会なるものはまづた天くだりのな、実にでたらめなものであります。しかしそれをつくらしておきながら、その米価審議会の答申案である四千七百円を下まわること、実に三百円も四百円も開きがある。この政府が発した四千二百五十円というものに対しては、四千二百五十円という価格がはたして真に労働再生産を償ひ得るかといふことについて、農林大臣はそれで満足であると言つておられますが、おそろく農政について権威ある農林大臣においては、その四千二百五十円においては、とうてい償ひ得ないとお考へになつておると思ふ。特に生産者価格が本年きめられた四千二百五十円に對しまして、消費者価格は幾らかといふに、政府は明年一月から現行の消費者価格を一%値上げして石六千七百五十円ということになる。その開きは実に二千五百円もあるものであります。消費者においては現在の一升六十二円五十銭でも、おそろくまじめな生活でやつておる人は、配給を受けることに非常に困つておる。その内容を追究して見ると、食糧公団なるものを依然として介在せしめ、全国に一万七千の従業員を擁し、その人件費だけでも数十億になる。こういつたような矛盾のあることをやつておるから、生産者も消費者も苦しい。私はここに農林大臣に承りたいことは、二千五百円という生産者価格と消費者価格の開きの内容であります。これをこの際つまびらかに御報告願ひたい。

○森國務大臣 消費者価格が一月から一%上るということは予想されておりますが、運賃等の決定もはつきりしておりませんので、まだ消費者価格ははつきりきまりません。

○小平(忠)委員 農林大臣の答弁は不満です。すでに資料等も出したおきながら、ごまかした答弁をされたのは遺憾に思ふ。私は価格の問題については、実に供出制度に根本的示唆を与えるものであるということを申し上げたことは、この価格が真に農民の再生産を償い、特に農民が要求しておることは、單に米価を上げるということのみを要求しておるのではない。すなわち農民が納得の行く価格というものは、翌年の再生産を償い、さらに他の物価と均衡がとれればよい。ところが現在においては、農林大臣も御承知のように、とうてい他の物価と均衡がとれない。そこで今回の計算の基礎たるパリティ方式の内容については、これはまづた科学的なものであるということをお説明されておるが、その内容に至つては、その基本パリティ指数について、とり上げた品目についても、真に農業団体の意思を盛り上げた数字と相反するものと見ておる。私が最後に申し上げたいことは、この価格が真に農民の納得の行く価格であれば、おそらく食糧法という法律もいらない、供出制度もいらない、納得の行く価格であれば、農民は喜んで生産した全数量を販売するだろう。これに対して農林大臣は、この価格問題について、私の最後に強くつけ加えたい点は、この価格をもつて明年度いかに物価に変動があつた場合でも、その価格で押し切るつもりか、あるいはスライドするつもりであるか、その基本的な考え方を承りたいのであります。

○森國務大臣 生産費を基準としてきめたい以上、パリティ指数できめた以上は、物価の変動によつてバック・ペイすることはもちろんであります。○小平(忠)委員 その回答は確かに私は承つておきます。次はこの食糧法の一部改正に重大な関連を持つ輸入食糧問題であります。政府は明年度三百七十五万トンの食糧の輸入を計画されておる。二千万石を突破するような意図なる食糧を輸入し、さらにいも類の統制を撤廃するといふことを言つておきながら、いかなる理由によつてこの食糧法の一部改正して、超過供出をさらに法制化して、強権発動の対象に持つて行くような考え方をなさるのか、たび／＼農林大臣は、日本の食糧事情というものは、現在決して樂觀を許さないといふことをおつしやつておるのであります。私はここに大きな矛盾があると思ふのであります。この矛盾を農林大臣はいかにお考えになつておるか伺いたい。

○森國務大臣 これはたび／＼私申し上げておいたはずなんです。食糧といふものはがっちり収支予算を立てて行くようなわけではありませんから、八千万国民の食糧を預かつておる以上は、相当の余裕を持つておらなければならぬ。三百十一万トンの輸入が予定されておる。予定は予定です。それですから予定なんかを確実なものとして計画を立てる。そこに危険性がありまゝ。それだから私はこの食糧の輸入がたま／＼三百十一万トンになりまして、日本としては、食糧の充実確保を、はつきりとつかみ得るだけの措置をとつて行くことは当然であります。

○小平(忠)委員 実に私は了解に苦しむ答弁を伺つたのですが、この問題については、去る二十四日の委員会においても、まずわれ／＼は外国の食糧事情を把握したいという見地から、政務次官あるいは安孫子食糧庁長官にも外国食糧についてその資料を要求したのです。そのときにはつきり政府委員とおつしやつておきながら、いまだに資料の提出がない。そういう点から今後の日本はいろ／＼な面において、やはり何といつても食糧問題が重要な課題である。私はこういつた食糧輸入政策をとつた場合において、現在農村が一段と実に過激なる、深刻なる農業恐慌の中にいつ込まれるであらうと私は思ふのであります。農林大臣の答弁は、かなりあいまいであります。時間がありませんから、次の質問に移りたいと思ひます。

○森國務大臣 供給、保有量等につきましては、命令をもつてなし得ることになつておりますので、超過供出を追加してやるといふ場合においては、もちろん保有の最も増額することができ得るのであります。○小平(忠)委員 次に伺いたい問題は事前割当について異議のあつた場合は申出がなし得る。一応申出をなし得る処置は講ぜられておりますが、現実には二十日という期限を限定して、まったく禁止しておるのも同然であります。そういうふうな本法の改正で、はたして農民が納得し得るかといふことを考えてみますときに、單なる法文でごまかしをしてはいかぬ。その点について事実上禁止になつておる。この異議の申立て期間についてどういふふうに農林大臣はお考えになりますか。

○森國務大臣 これは知事の定める期間と考えておりますが、なかなかすぐ末端までの割当が予定通り運んでおりません。ですからにわかに渡しても異議の申立ての期間がないといふことは事実上ありません。知事が期間を定めてやつておるわけでありまゝ。○小笠原委員長 あと三分。○小平(忠)委員 本法の改正は非常に大事な点でありまして、実際に現実に即した改正をした場合に、やはり国家の權威において、委員会の權威においても慎重審議して、今からでも修正する点があつたならば、民自党が通すという腹を持つていても、あるいは政府が通すという腹を持つていても、この際修正するくらいの腹を持つておいてほしい。農林大臣の今の答弁では、現実には異議の申立てがなし得ると言つておりますができません。そういうふうな問題について、私はまことに不満であります。

次に先ほど私は大蔵大臣に質問いたしましたところが、大蔵大臣は何らの回答をせずに引下つた。農林大臣はいかなる考えを持つておるか承りたいのであります。この課税の根本的問題、これは価格の問題でも課税の問題でも同様であります。また農林大臣の意思が全然反映されないうで、大蔵官僚の手によつてすべてが律せられていふ。農林大臣の不信任案が出たのは当然である。農業事業税のこと、また矛盾きつまるものはなほだし、農民たちの蔬菜までも税金をかけて、農民でない場合には二反歩つくつても三反歩つくつても税金をかけない。こんな矛盾のある話はない。これについて農林大臣はいかなる考えを持つておるか承りたい。

○森國務大臣 今まで農業者に対する課税が不的確であるという声が相当あります。また私もこれは農業者が納得し得る納税でなければならぬと思ひます。大蔵大臣の言うごとくに、収入のあるところに必ず課税がある、これは税の原則であります。従つて農林省におきまして、この農業改良局の調査によりまして、農業者が経営する上においてどれだけの税金を納めるような経営ができておるか、その経済調査を非常に広げましてやらせておるのであります。ただ今税務署からこれだけ納めろ、その納める額がはたして適正であるかどうかといふことは、農家目

身がはつきりしておられない。こういう現状であるから、納得し得るような、課税に應じ得られるように経済調査をやらしてやるのであります。私は収入のあるところ、これは当然国民として義務を果す納税であります。それが納得の行く、いわゆる自分がこれだけもつかつたのだから、これだけ出していいのだという、納得の行く資料を農家みずからがつかむということ、農林省といたしまして指導し、その統計をまとめてやるわけでありま

す。
○小笠原委員長 坂口君。
〔まだ時間があると呼ぶ者あり〕
○小笠原委員長 いや時間一ぱいでありま。坂口君。
〔通告順にやつてもらわなければ困る〕と呼び、その他発言する者多し〕

○小笠原委員長 通告順が坂口君です。
○田中(總)委員 議事進行について――実はただいま本会議に、本委員会では審議をいたしました、また食糧確保臨時措置法の改正案ときわめて重大なる関係にあります農業災害補償法の一部改正法律案が上程せられるやに聞いておるのであります。この委員長報告は八木理事がやられるそうで、この席におられないのであります。農林委員が一名もこの重要な法案の本会議の審議に参加できないということは、きわめて遺憾なことだと思ひますので、本委員会は暫時休憩せられんことを望みます。動議を提出いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○小笠原委員長 ただいま田中君から、本会議で農業災害補償法の一部改正法律案が上程されるやに聞かから、休憩すべしとの動議が提出されました。この動議に賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○小笠原委員長 起立少数。よつて休憩動議は否決されました。
會議を続行いたします。(拍手)坂口君。
○坂口委員 私は簡単に質問いたします。長い間、しかもほとんど全委員が納得の行かない、また全国の農民の納得の行かないという改正法案、これについていまさらいろ／＼申し上げても、同じことを繰返すことになると思います。しかしよく経済安定九原則の趣旨によつてこれをおやりになつたというのを申されるのでございませう。その方法として、こういう食糧法の一部改正というやうな、きわめて強い、しかも全農民に非常な重圧を加えるやうな感じを与えるやうな法案を選ばれたということ、これについて私は他に方法がなかつたかどうか、どういふふうにいるか、御研究になりましたか、それを一応お聞きしたいと思います。

○森岡務大臣 政府といたしましてはこの方途をとるよりほかに道がなかつたのであります。

○坂口委員 私はこの能率的集荷という点につきましては、他に研究すればある。ことにこの集荷を能率的に完全にやるというところは、先ほどからたび／＼各委員がお話になりましたやうに、農民の心からの協力というものがなくてはできない。法をもつていか

にこれを網しようとしたとしても、できないものはできないのであります。そこに私は法律の威厳もないし、政治もないと思ふ。この点につきまして、私ははなはだお考えを遺憾に思ふ。ことに前国会において、あれほどの改正法案について、農林委員会全委員が反対というか、少くとも賛成する人はなかつた。それから今日まで情勢も変化しておりますのに、これについて何らの変更も加えずしてそのまま押し通しておられる。私はこれについて非常に疑問に思ふ。大臣、農林当局の態度というものが、きわめて安易に、怠慢に過ぎたのではないかと、いろいろな感じを持つております。もちろんそういうことはないかも知れませんが、お考えを伺いたいことは、この法律をながめて見ますと、たび／＼指摘されたところでもございませうが、結局非常に強制的な感じが強く響いておるのであります。農民に対して、現法におきましては相当な強制でございませうが、今回はさらにその上加わつた。しかもそれだけ加えておられる。ほかのは少しづつ改正はございませうけれども、ほとんど意味がない。これはものの考え方非常にありはしない

か。この日本をあげて民主化しようとしておる時代におきまして、相かわらず政府の考えが、法規をもつて目的のために手段を選ばないやうな、権道をとつておる。この態度をかえて、民主的な、ことに農政通であるところの森岡大臣のごときが、強い力、強い御考慮を拂われなければならないと思ふ。その点私は非常に遺憾に思ふ。私は決して政府の官吏を尊敬しないわけではございません。今日国民大衆の間には、民主主義教育が行われま

して、民主的になつておるのでございませうが、しかしながら官吏の人たちの間には、往々にして相かわらず戦争中、戦争前と同じやうな基調において立案し、企画し、実施しようとする。これを見破つてこれを指導して行くということが政治家の務めであり、また最高の責任者の務めであると思ふ。そういう点については、もちろん十分練達堪能の大臣でございませうから、お考えになつておると思ひますけれど、意をもつてやつておるわけではないと思ふのでございませうけれど、しかしながらこういう法案を起案し、これをまた持ち出そうとするこの実態を見まして、いかにもこの時代にふさわしくぬところの考え方が背後にありはせぬか、少くとも時代とともに進もうとするところの考え方が欠如してはいないかという点について、大臣の御感想をお聞かせたい。

○森岡務大臣 御趣旨まことにございともであります。微力な私であります。が、御趣旨の通りの気持ちによりまして、官吏一同に臨んでおるわけであり

ます。
○坂口委員 かりに一步譲りまして、たび／＼指摘されましたやうに、こういう法案、こういうやつをもつて行きますといつたとしても、私はこれに対しては、農家農民に非常に重い義務を押しつけるのでありますから、同時にこれには国家ないしは政府の責任が一方にうたわれなければならない。そういう法律の形式でありましたならば、まだ考える余地があると思ひます。参議院で先般法案審議されておりますところの食糧増産確保基本法案、あの考え方はこの食糧法の一部改正に關連してできたものと私は考えますが、あの考え方が当然な考え方である。しかしながら、あれはただ抽象的に並べてあるだけでありまして、ああいうものを法律としても、あれは大した効果はないと思ふ。しかしあつてもなくともいいというよりは、あつた方がいいかもしれない。しかしながらこういうものでなくして、ああいうもの、あるいは先ほどからたび／＼ありました農村政策、あるいは政府資金をどうするといふやうなこと、あるいは米価の問題とか、超過供出の価格補償といふやうなもの、同時にうたわれるところの法案でなければ体をなさない。ただ農民からいへば一方的に米を集めさせられたいといふやうな、目的のために手段を選ばない、よろしむべしといふやうな法律の立案の考え方、これは私はどうしても賛成することができない。そういう点について、大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○森岡務大臣 御意見であります。から、承つておだけてありますが、こういうことを義務づける場合におきま

して、政府はただ法律によつて保護するといふことのみよりも、予算等の措置において、農業者の生産を高め、経営を合理化するよう努力を続けて行きたい、かように考えております。

○坂口委員 そりうたしますと、いろいろ今までおやりになりましたこと、またやろうとしておられること、まず米価の問題がござります。これはむしろ返されておりますから、申しませんが、米価審議会というものをせつかくつくつて、国会で審議をするかわりにやつたというふうなことで、この間は答弁された。そういうものがつづられておつて、そこで慎重に審議され、その答申を尊重しない。そして低い米価にきめられたというふうなことまである。あるいはこの間から非常に指摘されました肥料の場合は、公団その他において配給をいたしますときに、農家から代金を早く取上げて、そして適時に適品を配給するという方面のことは、十分できていないというふうなこともござります。あるいはまた来年度からやろうという構想のようござりますが、たとえば農家の税の源泉徴収というふうなこと、あるいは報奨物資等についても、適時適品というふうな行き方は、一つもできていない。それはやられる意思はあるかもしれない。しかしながら物によつては、たとえば肥料の資金のごときは、明らかに農家に対して不親切なやり方である。またその他予算的にと言われますけれども、予算的措置においても、たとえば農業道路、農業水利、あるいは土地改良、治山治水、そういう方面について、どれだけの措置をされたか。また最近の例の減額補正問題というふうなこと

につきましても、ことごとく十分なことではない。そういう点を考えてみますと、ただ政府のやり方だけにまかせておくことはできない。あれだけ重い義務を負わせて、農民がこれを納得して信頼するといふことは、とうていできない。そういう点について私は法の上で今言つたようなことを希望するのでござります。しかしながらこれについて、今これを撤回して次の国会に出されるような意思は、おそれないだらうと思ひますので、これは御答弁をいただきます。

もう一つは、先ほどから、世界の食糧事情にやはり不安があるから、相当にたくさんのものを用意しておかなければならぬという御答弁のようござりますが、これはすべて物事は見通しのつけ方でありまして、現在のところ当分の間、私は世界の食糧は漸次多くなつて参ると思う。そういう関係から、アジア地区においても非常に余る。またアジア地区がかりに米が十分ではない、十分に買付けられないといひましても、貿易の関係も、やはり日本との間にバーターをしなればならぬ必要に迫られる。またアメリカとかその他におきましても、ヨーロッパの生産回復とともにたいへんな過剰になりつづける。そういう情勢を考えますと、来年度に三百七十五万トンの予定と言われても、十分入ると思う。また再来年も入る。そういう見通しのもとに考えてみますと、この三月と違つて、情勢のかわつたときに、この法案をいわたなざらしのものを提出される必要はないと私は思ひますが、そういう点についてひとつ……

○森国務大臣 世界の食糧事情の好転

に對して、この法案が必要か必要でないかといふことは、たび／＼私がお答えいたしたのであります。世界の食糧がよくなつたからといつて、将来はたどくれば自給度ではないのであります。どうして自給度を高めて行かなければならぬのでありますから、先ほどお答えいたしました通り、たま／＼一時的現象として、世界の食糧がよくなつたからといつて、日本は安易な気持を持つてはならない。かように考えているわけでありまして。

○坂口委員 今のお話の安易な気持とか、自給度を高めるとか、そういうことではない。あなたは人によく言葉を飛躍するとか何とか御注意になります。今の答弁はまるで子供に言うようなことを言われた。しかしまあこれで打ち切ります。

○小笠原委員長 それでは北二郎君。

○北委員 私はまず第一番にお伺いしたい点は、戦時中、戦後を通じて、官僚統制という弊害が日本に非常に多かつたといふことは、農林大臣御承知のこととあります。この官僚の統制と民主主義はいかに縁の遠いものかと思ひますが、農林大臣はこの点どう考えるか。

○森国務大臣 北君のお考え通りであります。

○北委員 しかれば本法案に載られてゐる、農民をしばるところのあの法文は、いわゆる官僚統制の強化であるといふことは、農林大臣は御承知でございませうか。昨年も農林大臣はここにおいて、この法案は官僚統制だといふことを言われたが、この点御了承になられますか。

○森国務大臣 この法案提出の理由の

ときに説明いたしました事情であります。○北委員 それでは官僚統制だと了解していいですか。

○森国務大臣 近ごろ委員になられて、繰返されて非常に困るわけでありまして、日本の食糧事情が、この法案を出さざるを得ない事情に置かれて、この法案を出したのであります。

○北委員 官僚統制を認めるか認めぬかといふことを聞いておる。

○森国務大臣 官僚統制と言つて、この法案が今日の段階として必要な事情によつてこれをやつたんでありますから、これは政府が統制するのであります。

○北委員 官僚の統制ですね、しかれば私はお伺いしたいのであります。森農林大臣は去年も官僚統制だと言われた、その官僚統制は民主主義といふものに逆行せられることだと今言われた。そうすると民主主義に逆行だといふことは、ポツダム宣言に逆行でないですか。

○森国務大臣 国会の承認を求めて決議されました法律によつてやるのでありますから、決して官僚がこれをやるというのではないのであります。

○北委員 そこで私は提出の條文にも書いてありましたが、連合軍の指令によりと書いてある。森農林大臣はしばしば関係方面のためにやむを得ないと云われるが、野党時代は反対であつたから、森農林大臣はやむを得ないと、そういう放言をしておるのであります。そこで伺いたいことは、日本の政府に責任が一体あるのかないのか、この点はつきりお伺いしたい。

○森国務大臣 占領治下の国民といった

しまして、司令部の指令には従わなければなりません。従う以上は政府は責任を持つてこのすべての行政をやつて行くのであります。

○北委員 しかれば政府は責任あると言われますが、これは先ほどの官僚の統制といふことも承された、そうすると、現民自党内閣は占領政策に反対ではないか。民主主義に反対なら占領政策に反対じゃないか。この点についての御答弁を願ひたい。

○森国務大臣 官僚統制ではありません。民主主義統制であります。

○北委員 しかれば民主主義統制といふものは農民を強権でたたく。その上に保有米まで取上げる。これが民主主義統制ですか。この点ひとつ御答弁願ひたい。

○森国務大臣 民主主義の国会においておきめになりますれば、その通りやることは決して官僚統制でも何でもありません。

○北委員 あなたはそう言つて今官僚をかばわれるけれども、あなたは野党時代に官僚統制と言つてつておつたではないか、農林省に入つてしまつたらすぐ氣勢が豹変してしまふ。それだから、みんなが不信任を出すゆゑんはそこにあるんだ。

次にこの法案と重大な関係にある米価問題であります。過般も民主党の人から、いわゆる米価問題のバリテイー計算についていろいろ御議論がありました。しかしこれは私はほつと押下げて考える必要がある。このバリテイー計算の基礎を昭和九年、十年、十一年ととられておりますが、昭和八年には日本全国の豊作、これは全面的な豊作で、昭和九年には台灣朝鮮の輸入米

を入れますと、政府は米が余つて困つておつた。実は東京灣の沖へ投げたとか、そういうことも聞きます。しかも政府はこのときの価格操作維持費に、当時の十億からの金を出してあるが、こんなものを基準にする基準年度の米価というものは、一体正しいのであるか、正しくないものであるか。もう一つ大事なことは、その当時の疲弊した農村経済の時代に返すつもりですか、これが科学的な計算でありますか、この点について……

○森國務大臣 九年、十年、十一年に基準年次をとつたのは、あの当時における農産物価格と工業品価格とのつり合いが比較的よくとれておつたという考え方で、一年ではとてもいけないから、九、十、十一と三箇年の平均を基準にしているわけです。

○北委員 時間がないようですから次に移りますが、そこで、現在政府は何ら法律に法的な根拠のないのに、この事前割当というものを農村に強制している。これをどう考えられますか、この点をひとつ伺いたいと思います。

○森國務大臣 事前割当は食糧法にあります。

○北委員 追加割当は何の法律的根拠があるのか。

○森國務大臣 お答えします。今日までの追加供出は、自主的な供出をお願いしたのであります。

○小笠原委員長 北委員、もう時間一ぱいです。

○北委員 その次にお伺いしたいことは、この法律案によつて、日本の農業が非常に掠奪的になる、いわゆる地力というものが非常に消耗します。この点について、政府は何らか対策がありますか。

○森國務大臣 この法律の施行によつて、土地が瘠薄になるということは考えておりません。

○北委員 森農林大臣は非常に百姓をやられておつて、稲つくりとか、いもをつくることは上手かもしれないが、農政についてははよくはゼロだと思ふ。なぜならば、天然と人力による日本の農業の本質もわきまえずに価格をきめる、一体低米価にして農民の生産意欲というものが上りますか、この点をひとつ伺いたい。

〔発言する者多し〕

○小笠原委員長 北君に大臣から答弁ありません。

○森國務大臣 わからなかつたからもう一度質問してください。

○小笠原委員長 時間は一分まけます。(笑聲)

○北委員 農業の本質をわきまえず、かかる悪法をやつて、はたして農村の生産意欲が出るか、あなたがもしもほんとうに農業をやられておつたならば生産意欲がなくては作物はとれないのです。これは種をまいて、一年に二回なり三回なり草とりをやらなければとれない、この生産意欲をなくして、二回三回草とりをするものを一回にしてみなさい、生産は半減するではないか、この点について大臣はどう思われているか。

○森國務大臣 決してさうな考え方は私は持つておりません。

○北委員 いかなる理由でさういう考えを持つておられないか。

○小笠原委員長 北君今度は時間一ぱいですから……

○森國務大臣 この法案を出したがために、生産意欲が減退するというようなことは第一ありません。

○田中(總)委員 議事進行について……ただいま本会議では所得税法その他重要な税制改革の法案が上程に相なつております。この採決は議院運営委員会の決定に従ひまして記名投票ということになつておりますから、われわれ全員本会議に参加するために、本委員会は暫時休憩されんことを望む動議を提出いたします。

○小笠原委員長 ただいま本会議に臨むという田中君の動議が出ました。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小笠原委員長 起立少数。よつて否決されました。

〔発言する者、離席する者多し〕

○小笠原委員長 これで通告者の質疑は終つたのですが、先刻新たに委員となられた田中君から、五分以内でよいから質疑を許されたいとの申出がありまして、これを……

〔本会議の定足数が足りないと言つていじやないか〕と呼び、その他発言する者多し〕

○小笠原委員長 本委員会は、本会議中でありまして、特に議長長の許可を得て開会しておるのでありますから、御承知を願います。(拍手)

〔発言する者、離席する者多し〕

○小笠原委員長 おすわりください。

これでは通告者の質疑は終つたのですが、先刻新たに委員となられた田中君から、五分以内でよいから質疑を許されたいとの申出があります。五分以内とし、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 それでは五分以内として、田中君の質疑を許します。田中委員。

○田中(總)委員 きわめて時間が制限されましたので、重要な点について農林大臣に伺いたいのです。先ほど小平委員から、現在の米の消費者価格と生産者価格との中間経費二千二百五十円の内訳について、大臣に御説明を求められたのでありますが、大臣から答弁がないのでありますけれども、この中で等級間格差が現在の消費者価格の中に三十九円二十五銭でございまして、これは最近におけるいわゆる検査規格の厳格化によりまして、四等米制度を設けておる関係から見まして、現在、今後の消費者価格の中にどの程度に等級間格差によるところの消費者への転嫁が行われるか、この際農林大臣から明らかにしていただきたいと思ふのであります。

○森國務大臣 事務的な問題ですが、説明員から説明いたさせます。

○安田説明員 かわつて御答弁いたしますが、昭和二十四年度産米の等級間格差でありまして、消費者米価に織り込まれるものは、石当り四十四円でありまして、

○田中(總)委員 重要な本委員会に農林大臣から、ことに二千二百五十円の内訳について説明ができないというところは、きわめて遺憾であります。われわれ野党として不信案を出さざるを得ない理由もそこにある。私はこの消費者価格の中に含まれております人件費の中で、いわゆる行政費に關する部分がどの程度含まれておるか。また行政費の中で食糧庁の關係でどの範

開までが消費者価格に転嫁される部分になつておるかということについて、農林大臣に伺いたいのです。これはなぜかと申しますと、行政費は、農民を含めまして、一般国民が税金の形においてこれを負担することになつておるのであります。従つてこれが消費者価格に入るといふ形で、一般消費者の手を通じて、実は農民の負担にかつておる。そういったしますならば、農民は食糧行政に關する行政費と、一般の行政費負担と、この二つの面において租税負担を、端的に申しますならば、二重の負担をしておるというところに相なるのであります。現在消費者価格の中に含まれておる食糧關係の行政費がどこまで入つておるか。その点をひとつ農林大臣に直接お答えを願いたいと思ひます。

○森國務大臣 二十三年の産米について申し上げますと、行政費としまして、人件費が石当り八十九円九十七銭五厘、これは農業者に負担させておるのであります。消費者価格に負担しておるわけでありまして、

○田中(總)委員 大臣の答弁では、私の伺つておる点のお答えになつておらないのであります。時間がございせんから——現在の消費者価格の中に農民が一般に負担しておる税金で当然まかなわれるべきところの食糧行政に關する行政費が少からずこれに織り込まれておるといふことの事実を、農林大臣は銘記していただきたいと思ひのであります。

次に食糧管理特別会計に關する赤字の問題でございまして、大蔵委員会にいたされました資料によりまして、これは本年の三月三十一日現在で

ございますが、百二十四億八千九百
万円と出ておるのであります。この赤
字の内容について、農林大臣直接御説
明を願いたい。同時にその中には百三
十九億六千七百万円という収入未済金
がございます。従つて最近におきまし
ては、一般消費者の方で消費者価格の
高い関係もあり、片一方資金その他の
運拂い等の関係から、米の掛売りの要
求の声もあるにもかかわらず、農林当
局はこれを拒否しておる。実は法律の
上から申し上げるならば、これは
明らかに法律の上で掛売り制度が認め
られておる。これは政府の所有するも
のの売拂いに関する代金の納入に関す
る法律という法律によつて当然認めら
れておることは、法制的に明らかにな
つておるのであります。実際は掛売
り制度を認めておらないにもかかわらず、
三月三十一日現在において百三十
九億六千七百万円という収入未済金
があるのであります。これはどうい
う意味で、どういふ関係から、こうい
う未済金になつて来てるのかという点
を、大臣直接御答弁願います。

たに四十億近くの予算よりは余計支
出をいたしたということになつておる
のであります。これは公団の手持ち
たしてあります各種食糧の配給により
ましてカバーして行くのであります
が、従つて赤字というものは現在一応
特別会計にはないわけになつておりま
す。

分他の方法、たとえば超過供出の代金
を今度はいくばく二倍に引下げたけ
れども、これを四倍に引上げる、五倍
に引上げる、これに見合うところの肥
料その他の資材を確保するという方法
によりまして、十分超過供出というも
のは確保できて、現下の食糧需給関係
に寄与する面が、必ず農民の協力によ
つてできるということを、われわれは
確信するのであります。それにもか
かわらず、本法をめぐって——これは法制
的にも問題なのであります。第五特
別国会の最終日において、継続審議と
いう形です。また会期不継続の原則
から申しますれば、本国会にいつ提出
されたかということも明確ではない。
私は多くを申しませんが、現在の吉田
内閣のつておられますデフレ政策の一
切のしわ寄せが、農民に課せられてお
るということは、あなたもくわを
とつて耕した農民である以上は、おわかり
のことであらうと思ひます。供出の
面、米価の点がしかり、税金の面しか
り、あらゆる金融の面においてしか
り。あなたは先ほど、予算の面にお
いて並行的にこうした超過供出の法制化
に対処するところの処置を講ぜられる
と言われましたが、何ら予算の上に講
ぜられていない。金融問題において
も、政府は当初演説の中にも、農林中
央金庫法の改正によりまして、農林資
金を獲得するということを申ししまし
たけれども、会期あますところ二日にな
つた今日、農林中金法の提出を見てお
らない。こうした点について農林大
臣は、農民の父の立場においていかな
る努力をしておられるのか。一切の
デフレ政策の犠牲を農村に仕寄せ
たしまして、農民は今や爆発の寸前に

あるといふことは、あなたは十分あな
たの農民としての生活体験から感じら
れておるはずであります。私はこの瞬
間において、農林大臣にこの食糧法の
改悪案は、経済九原則の條項にあると
ころの食糧供出の計画、能率の向上と
いう面から見ますならば、大いに逸脱
したものでありますから、この際本案
を撤回してもらいたい。この点につ
いて農林大臣は現下の農民の大きな苦
痛と、一切のデフレのしわ寄せが農民
に寄せられておるといふ点から、この
点についてとくちと考へていただきた
いと思ひます。農林大臣の真の
農民の立場における所見を最後に伺
つておきたいのであります。

○森田(農)委員 大臣の御説明の中
には二十億は超過供出の奨励金、その超
過供出は予想外にあつたために奨励金
を出した。これが食糧管理特別会計の
赤字になつておるといふことを言つて
おる。金額は二十億ということを示さ
れておるのであります。これによつて
も明らかであります。現在まで
のいわゆる超過供出についてはマル公
三倍に買上げる、これに對して食糧法
によるところの食糧の確保というよう
な処置を講じますならば、農民は嚴に
法律で強制しなくても超過供出をやつ
ておる。政府の予定しておつたものよ
りも、すでに二十億というものが赤字
として食糧管理特別会計から出さざる
を得ないということが、これが二十三
年度産米の実績として現われておるの
であります。それにもかかわらず、今
回の超過供出の法制化のための食糧
法の改悪を行うといふことについて
は、われわれの、また全国三千万農民の
納得できない理由がある。なお農林大
臣は、この超過供出の超過分について
二十億の赤字が計上されておるとい
ふことではあります。現行消費者価格に
織り込まれておる超過供出分が一石当
り三百九十二円九十二銭入つておるの
であります。そういう関係から申しま
しても、超過供出といふものは政府が
考へて、食糧法を改悪しなくても、十

分他の方法、たとえば超過供出の代金
を今度はいくばく二倍に引下げたけ
れども、これを四倍に引上げる、五倍
に引上げる、これに見合うところの肥
料その他の資材を確保するという方法
によりまして、十分超過供出というも
のは確保できて、現下の食糧需給関係
に寄与する面が、必ず農民の協力によ
つてできるということを、われわれは
確信するのであります。それにもか
かわらず、本法をめぐって——これは法制
的にも問題なのであります。第五特
別国会の最終日において、継続審議と
いう形です。また会期不継続の原則
から申しますれば、本国会にいつ提出
されたかということも明確ではない。
私は多くを申しませんが、現在の吉田
内閣のつておられますデフレ政策の一
切のしわ寄せが、農民に課せられてお
るということは、あなたもくわを
とつて耕した農民である以上は、おわかり
のことであらうと思ひます。供出の
面、米価の点がしかり、税金の面しか
り、あらゆる金融の面においてしか
り。あなたは先ほど、予算の面にお
いて並行的にこうした超過供出の法制化
に対処するところの処置を講ぜられる
と言われましたが、何ら予算の上に講
ぜられていない。金融問題において
も、政府は当初演説の中にも、農林中
央金庫法の改正によりまして、農林資
金を獲得するということを申ししまし
たけれども、会期あますところ二日にな
つた今日、農林中金法の提出を見てお
らない。こうした点について農林大
臣は、農民の父の立場においていかな
る努力をしておられるのか。一切の
デフレ政策の犠牲を農村に仕寄せ
たしまして、農民は今や爆発の寸前に

あるといふことは、あなたは十分あな
たの農民としての生活体験から感じら
れておるはずであります。私はこの瞬
間において、農林大臣にこの食糧法の
改悪案は、経済九原則の條項にあると
ころの食糧供出の計画、能率の向上と
いう面から見ますならば、大いに逸脱
したものでありますから、この際本案
を撤回してもらいたい。この点につ
いて農林大臣は現下の農民の大きな苦
痛と、一切のデフレのしわ寄せが農民
に寄せられておるといふ点から、この
点についてとくちと考へていただきた
いと思ひます。農林大臣の真の
農民の立場における所見を最後に伺
つておきたいのであります。

開いたします。
午後七時四十八分休憩
午後八時十七分開議
○小笠原委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。井上君。
○井上(農)委員 議事進行に關して
……この際委員長に特にお願ひをし
て、御了解を得ておきたい問題がござ
います。それは御承知のように、食糧
確保臨時措置法の一部を改正する法律
案は、去る第五国会以来これが上程さ
れ、審議を重ねることおそく数十回
の長きにわたつておりますが、この法
案が本委員会に正式に回付されますと
ともに、参議院の方からこの法案と表
裏一体の法案として、食糧増産確保基
本法案なるものが本委員会に回付され
て来てるのであります。御承知のよ
うに食糧確保臨時措置法を一部改正す
る法案の根拠は、大臣からもまた政府
委員からもいろいろ御説明がございま
した通り、これは関係法の指示に基
きますものを法文化しましたものでござ
います。その関係法の指示の内容は、
すでに皆さん御存じの通り、一方にお
いては食糧増産に對して政府は最大限
の措置を講ぜよ、こういふことが一方
に指示されておる、最大限に増産の措
置を講ずるとともに、一方において増
産された分については、法的措置を講
じて、これを集荷するの措置を講ぜ
よ、こういう二つの命令になつておる
のであります。しかるに政府の方で
は、前段の増産に對する法的措置につ
いては何ら明文化して参らぬところか
ら、参議院の方におきましては、この
点に重要な関心を拂ひまして、教同委
員会において本問題に對していろいろ

○森田(農)委員 大臣の御説明の中
には二十億は超過供出の奨励金、その超
過供出は予想外にあつたために奨励金
を出した。これが食糧管理特別会計の
赤字になつておるといふことを言つて
おる。金額は二十億ということを示さ
れておるのであります。これによつて
も明らかであります。現在まで
のいわゆる超過供出についてはマル公
三倍に買上げる、これに對して食糧法
によるところの食糧の確保というよう
な処置を講じますならば、農民は嚴に
法律で強制しなくても超過供出をやつ
ておる。政府の予定しておつたものよ
りも、すでに二十億というものが赤字
として食糧管理特別会計から出さざる
を得ないということが、これが二十三
年度産米の実績として現われておるの
であります。それにもかかわらず、今
回の超過供出の法制化のための食糧
法の改悪を行うといふことについて
は、われわれの、また全国三千万農民の
納得できない理由がある。なお農林大
臣は、この超過供出の超過分について
二十億の赤字が計上されておるとい
ふことではあります。現行消費者価格に
織り込まれておる超過供出分が一石当
り三百九十二円九十二銭入つておるの
であります。そういう関係から申しま
しても、超過供出といふものは政府が
考へて、食糧法を改悪しなくても、十

あるといふことは、あなたは十分あな
たの農民としての生活体験から感じら
れておるはずであります。私はこの瞬
間において、農林大臣にこの食糧法の
改悪案は、経済九原則の條項にあると
ころの食糧供出の計画、能率の向上と
いう面から見ますならば、大いに逸脱
したものでありますから、この際本案
を撤回してもらいたい。この点につ
いて農林大臣は現下の農民の大きな苦
痛と、一切のデフレのしわ寄せが農民
に寄せられておるといふ点から、この
点についてとくちと考へていただきた
いと思ひます。農林大臣の真の
農民の立場における所見を最後に伺
つておきたいのであります。

○森田(農)委員 幾たびも御承知いた
した通り、この法案は撤回する意
思はありません。また今回の臨時国会
は、御承知の通り補正予算に對する国
会であります。農林中金の金融の問題
等につきましても、来る通常国会にお
いて御審議を願うつもりであります。
○小笠原委員長 これにて質疑通告者
全部の質疑は終了しました。よつて本案
に對する質疑はこれにて終局いたしま
した。

○小笠原委員長 ちよつと申し上げま
す。傍聴者議員に申し上げます。議長
から、記名投票のため傍聴の議員は本
会議に出席されたいとのことでありま
す。お伝え申し上げます。ちよつと速
記をやめて……
〔速記中止〕
○小笠原委員長 それでは速記をとつ
てください。理事会の申合せによりこ
の際暫時休憩して、正八時十分より再

○森田(農)委員 幾たびも御承知いた
した通り、この法案は撤回する意
思はありません。また今回の臨時国会
は、御承知の通り補正予算に對する国
会であります。農林中金の金融の問題
等につきましても、来る通常国会にお
いて御審議を願うつもりであります。
○小笠原委員長 これにて質疑通告者
全部の質疑は終了しました。よつて本案
に對する質疑はこれにて終局いたしま
した。

○小笠原委員長 ちよつと申し上げま
す。傍聴者議員に申し上げます。議長
から、記名投票のため傍聴の議員は本
会議に出席されたいとのことでありま
す。お伝え申し上げます。ちよつと速
記をやめて……
〔速記中止〕
○小笠原委員長 それでは速記をとつ
てください。理事会の申合せによりこ
の際暫時休憩して、正八時十分より再

○小笠原委員長 ちよつと申し上げま
す。傍聴者議員に申し上げます。議長
から、記名投票のため傍聴の議員は本
会議に出席されたいとのことでありま
す。お伝え申し上げます。ちよつと速
記をやめて……
〔速記中止〕
○小笠原委員長 それでは速記をとつ
てください。理事会の申合せによりこ
の際暫時休憩して、正八時十分より再

○小笠原委員長 ちよつと申し上げま
す。傍聴者議員に申し上げます。議長
から、記名投票のため傍聴の議員は本
会議に出席されたいとのことでありま
す。お伝え申し上げます。ちよつと速
記をやめて……
〔速記中止〕
○小笠原委員長 それでは速記をとつ
てください。理事会の申合せによりこ
の際暫時休憩して、正八時十分より再

○森田(農)委員 幾たびも御承知いた
した通り、この法案は撤回する意
思はありません。また今回の臨時国会
は、御承知の通り補正予算に對する国
会であります。農林中金の金融の問題
等につきましても、来る通常国会にお
いて御審議を願うつもりであります。
○小笠原委員長 これにて質疑通告者
全部の質疑は終了しました。よつて本案
に對する質疑はこれにて終局いたしま
した。

○小笠原委員長 ちよつと申し上げま
す。傍聴者議員に申し上げます。議長
から、記名投票のため傍聴の議員は本
会議に出席されたいとのことでありま
す。お伝え申し上げます。ちよつと速
記をやめて……
〔速記中止〕
○小笠原委員長 それでは速記をとつ
てください。理事会の申合せによりこ
の際暫時休憩して、正八時十分より再

○小笠原委員長 ちよつと申し上げま
す。傍聴者議員に申し上げます。議長
から、記名投票のため傍聴の議員は本
会議に出席されたいとのことでありま
す。お伝え申し上げます。ちよつと速
記をやめて……
〔速記中止〕
○小笠原委員長 それでは速記をとつ
てください。理事会の申合せによりこ
の際暫時休憩して、正八時十分より再

○小笠原委員長 ちよつと申し上げま
す。傍聴者議員に申し上げます。議長
から、記名投票のため傍聴の議員は本
会議に出席されたいとのことでありま
す。お伝え申し上げます。ちよつと速
記をやめて……
〔速記中止〕
○小笠原委員長 それでは速記をとつ
てください。理事会の申合せによりこ
の際暫時休憩して、正八時十分より再

な検討を加えました結果、ここに食糧増産確保基本法案なるものを作成し、司令部との間に数回にわたる折衝を加えました結果、本委員会に回付されております。原案が参議院の本会議を通過いたしました、こちらに回付されておるのであります。かくのごとくこの食糧増産確保基本法案は、食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案と表裏一休の法案でございます。参議院が、食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案がいかに現下供出制度のもとにおける農民の大きな負担になるかというところを考慮して、農民の高まるところの不平不満を少しでも緩和し、そして食糧増産にさらに一段の御協力を願う。そのためには食糧増産に必要な基本的な裏づけをしてやる必要があるところから、この法律案が成立したようなわけであります。従つてこの際食糧確保臨時措置法の質疑が一まず終了いたしました。法の質疑が一まず終了いたしました。参議院の議員の方をこへお呼び願ひますが、この法案に対する審議を進めることが、参議院に対する信義の上からも、またこの法案を審議する上からも、またこの法案を円滑に通過させる上からも、絶対に必要な條件と私は考えます。よつてこの際委員長は、食糧増産確保基本法案を一まず議題に供せられて、これに対する質疑を継続されたいとの動議を私は提出いたします。

ただいま小林運美君外十一名委員より委員長不信任案の動議が提出されました。私の一身の上にこの動議が加はりますので、山村理事に委員長の席を譲ります。

〔発言する者、離席する者多く、議場騒然〕

○小笠原委員長 それではかわつて山村理事に譲ることいたしますから、御了承を願ひます。

〔委員長退席、山村委員長代理席〕

○山村委員長代理 御席を願ひます。それではしばらく仮委員長を勤めます。ただいま小林君外十一名から提出された委員長不信任の動議を議題といたします。その趣旨を説明を求めますが、その説明は五分以内を希望いたします。〔発言する者多し〕ただいまの時間制限に對し賛成の方の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○山村委員長代理 起立多数。よつて時間は五分以内とさせていただきます。

〔発言する者多し、議場騒然〕

○山村委員長代理 五分以内において趣旨を説明を許します。小林君。

○小林(運)委員 私はただいま同僚議員の賛成を得まして、小笠原委員長の不信任の動議を提出したものであります。が、その趣旨は食糧確保臨時措置法は、第五国会以来長月になつて来

たわれ、が、まじめに、真剣になつて討議して参つたのであります。その間における小笠原委員長の努力は多とす

るものが多々ございしますが、本日この最終の段階に至りまして、委員長のとつた態度に對しては、まことに遺憾の

意を表したいのであります。特に先ほど来理事會を開催して、いろいろとつきめをしたのに対して、委員長は一方的に、委員長の独断をもつて、われわれの審議権を無視したことが多々あつたのであります。先ほどわが党の村瀬委員の発言中にも、われわれの理事會の意思を無視して、時間の制限を強行するといふような無事をあえていたしました。のみならずただいまは同僚井上委員から重大なる発言があつて、この食糧確保臨時措置法については、去る第五国会におきまして、参議院におきましては先議いたしました。この法案を何とかして農民のためになるようにといふので、参議院は非常に努力をして修正の意見も出、またこれだけではまだ足りないといふので、食糧確保基本法といふものを参議院の側におきまして熱心におつくりになつて、衆議院の方に回付しておつたのであります。その食糧確保臨時措置法の裏づけともなる非常に重要な問題で、この委員会に食糧確保臨時措置法とともに、二つ一緒にしてわれわれは審議を続けて来た。ところが突然これだけ質疑を打ち切つて討論に入る態勢に持つて来る。これは先ほど申し上げました、委員長の独断の行爲であるといふことは信ずるのであります。かような重要な問題で、委員のわれわれに正式に諮るでもなく、ただ起立採決といふような、われわれの国会議員を侮辱したような態度をとつたことは、もつてのほかだと私は考えるのであります。私はかかる点におきまして、小笠原委員長の不信任を提出しまして、諸君の冷静なる御判断を願ひ、先ほど井上委員から発言になりましたことをもつとゆつくり、十分に国民の

意のあるところを開きたです、参議院の側におきまして、どういふ意向があるかといふことをわれわれに聞きたい。それを何も聞かないうちに、ただうやむやに済ますといふようなことがあつては、われわれの国会の審議といふものは、いつになつたら、どうやつたら、これは国民の前にわからせるかといふことを、私は考えるのであります。同僚農林委員の諸君は……

○山村委員長代理 小林君、時間はあと一分です。

○小林(運)委員 夏の暑い盛りもここに集まつていろ／＼審議を続けて来た。この最終の段階になつて、こゝういふこともないことをする委員長は、絶対にわれわれは反対したい。不信任を表明するものであります。委員の諸君の御賛成を得たいと思ふのであります。

○山村委員長代理 これより討論に入りたいと思ひます。八木君。

○八木委員 動議を提出いたします。ただいま小林君の趣旨を説明によりまして、十分審議しておると思ひますから、討論を省略し、ただちに採決されんことを望みます。

○山村委員長代理 ただいま……

〔発言する者、離席する者多し、議場騒然、聴取不能〕

○山村委員長代理 討論省略の動議に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○山村委員長代理 起立多数。よつて討論は省略いたします……

〔発言する者、離席する者多し、議場騒然、聴取不能〕

○山村委員長代理 それでは五分間休憩いたします。

午後八時四十五分休憩
午後八時五十二分開議
○山村委員長代理 開会いたします。私がただいま討論に入ろうといひました折、八木君から討論を省略してただちに採決すべしとの動議が出ていたのであります。これが先決ですから、まずこの動議から採決いたします。ただいま八木一郎君から提出いたされた討論省略の動議に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○山村委員長代理 起立多数。よつて討論は省略するに決しました。

ただいま委員長の不信任動議が出て、私が委員長の指名によりまして委員長の職務を行うことになりましたところ、さらに私に對する不信任動議が出ておりますが、これは小笠原委員長の不信任動議が先決問題でありますから、それを先に処理して後、私が席をしりぞきまして御審議を願ふことにいたします。

それでは小林君外十一名提出の委員長不信任案の問題につきまして採決いたします……

〔発言する者、離席する者多し、議場騒然〕

○山村委員長代理 暫時休憩いたします。

午後八時五十六分休憩
午後九時十分開議

○山村委員長代理 それでは再開いたします。

〔発言する者、離席する者多し、議場騒然〕

○山村委員長代理 それではしばらく休憩いたします。

午後九時十一分休憩

午後九時三十一分開議

○山村委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔発言する者多し〕

○山村委員長代理 御着席を願います。

小林君外十一名提出、委員長不信任案を採決いたします。賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山村委員長代理 起立少数。よつて否決されました。

〔山村委員長代理退席、委員長着席〕

○小笠原委員長 これより……〔発言する者多し、議場騒然、聴取不能〕……

法律案を議題とし、討論に入ります。小林君の退場を命じます。これより討論の時間は一人十分以内とし……御異議ありませんか。

〔異議あり〕異議なしと呼ぶ者あり

○小笠原委員長 御異議がないようであります……〔発言する者多し、議場騒然、聴取不能〕……時間の制限がありますから……〔発言する者多し、聴取不能〕……退場を命じます……〔聴取不能〕……賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小笠原委員長 起立多数。よつて討論の時間は一人十分以内に限ることに決定いたしました。

これより討論に入ります。松浦君——松浦君。

○松浦委員 私は民主自由党を代表して、ただいま議題となつております食糧確保臨時措置法の一部を改正する

法律案に賛意を表するものであります。

われ／＼は元来統制経済中から継続せられております……〔聴取不能〕供出には……するものであります。わが国は……政治は現実である。わが国の現在置かれております国際的立場、また連合国の好意ある援助、または……なくしてはやつて行かれない……現在の食糧事情を勘案……〔聴取不能〕御承知のように社会党……片山内閣の当時より……しかして第二国会において……民主、社会、国民協同党の芦田内閣のときに……法律でございまして。しかして……の一部を改正する……いゆる追加供出の補正に対しても、よく考えてみると、現在特殊情勢下にあるわが国として……何らかわりのないものであります。ただわれわれが従来この……を天下の悪法と言われ、あるいは農民を……であつたかといへば、それは日本の行政機構……これが……適用されることきわめて薄く……悪い面……取締りに悪用する……明らかにされたことにあるのであります。適用のいかん、また運営のいかんによつて、みずから性格がかわつて来るのであります。われわれはこの点を重視いたしまして、本日午前中の本委員会において、私からこの点に……農林大臣に所信を述べたところ、大臣から決して適用を誤らない。強権発動をやらぬ……想像も……私はこの農林大臣の御答弁は決して個人の意見にあらずして、日本政府の要請のもとに、農林大臣の言明に信……かつわれ／＼もこの精神を生かすために、行政官庁の監督を厳にすべき

決意を新たにすべきものと信じます。もう一点この法律に不安を感じる点は、この法律は……である。法律の……は昭和二十六年三月末であります。これがいつまで継続されるかということは、言うまでもなく世界市場の好転による大きな変化に伴ひまして、わが国の食糧事情もまたその余波を受けて、一大転換は必至でございまして、二十五年年度政府予算の中にもこれを予想せられる内容が多く盛り込んであります。これは明瞭に看取できるところで、そこで大きな変化が来れば、この法律は……必要なる……この法律を……取扱うか、ただちに廃止するか、もしくはそのときは情勢が逆転して……この法律……を生かして、あるいは価格の維持であるとか……あるいは耕作農民のつくつた……があるとか……ともかく農民の……に向つて改正さるべき……この点に……農林大臣……森農相は、明確に本法は……ものであると……勇敢に答へられました。われわれはまたこれに……立政府たる国会の權威にかけて……〔聴取不能〕党の運命にかけて……農民……全責任を負つて来た……党の運命をかけても絶対多数……あるのであります。なお今後の……農林……多角的農業経営のためにも、また農家の……やるためにも……この際多大の資金がなければならぬ。金融の道は必要であります。政府は耕作農民……農林中央金庫の改組強化……〔発言する者多し、聴取不能〕……これは九年の一毛に過ぎません……対策を立案中であり……また見返り資金の運用が……政府は……われわれは……あつてはならない……眼を注

ぎ、民主政治に……これがわれ／＼の信條でなければならぬと信じます。以上のような点を総合的に勘案した結果、民自党を代表して賛成の意見を申し述べます。

○小笠原委員長 他に反対討論はありませんか。

〔異議あり〕異議なしと呼び、その他発言する者多し〔議場騒然〕

○山村委員 爾余の討論は打切られんことを望みます。

○小笠原委員長 討論終局の動議が出ました。

〔異議あり〕異議なし〔賛成〕と呼び、その他発言する者多し〔議場騒然〕

○小笠原委員長 討論終局に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○小笠原委員長 起立多数。よつて討論を打ち切ることに決しました。

〔異議あり〕異議なしと呼び、その他発言する者多し〔議場騒然〕

○小笠原委員長 これより食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を求めます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小笠原委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

〔拍手〕

なお本案に関する委員会報告書は委員長に一任を願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議あり〕異議なしと呼び、その他発言する者多し〔議場騒然〕

○小笠原委員長 御異議があるようでありますから、異議のない人の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○小笠原委員長 起立多数。よつて……〔聴取不能〕認めました。本日はこの程度にとどめ、次回は公報をもつて通知することといたします。本日はこれにて散会いたします。午後九時四十九分散会

〔参照〕
農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年十二月二十三日印刷

昭和二十四年十二月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 片